

申請に対する審査基準及び標準処理期間を設定・公表

行政手続法と労働基準行政 上

全国安全センター事務局

行政手続法の概要

行政手続法(以下「法*条」という場合は同法のこと)が1994年10月1日に施行されてから1年が経過している。同法の主な内容は次のとおりである。

① 申請に対する処分(法2章—この解説では第2)

行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するための基準(審査基準)を定め、原則としてこれを公にするとともに、申請の処理に通常要すべき標準的な期間(標準処理期間)を定めるよう努め、これを定めたときは公にしておかなければならない。また、申請が到達したときは遅滞なく審査を開始し、形式上不適合なものであっても、速やかに応答しなければならない(申請に対する審査・応答)。さらに、申請により求められた許認可等を拒否する場合には、原則としてその理由を示すとともに(理由の提示)、第3者の利害を考慮すべきことが許認可等の要件とされているものについては当該第3者の意見を聴くよう努めなければならない。

② 不利益処分(法3章—この解説では第3—次号)

行政庁は、不利益処分をするかどうかの判断の基準(処分基準)を定め、公にしておくよう努めるとともに、不利益処分をしようとする場合には、相手方に意見陳述の機会を与えるため、あらかじめ通知し、許認可の取消し等の処分については聴聞手続、その他の不利益処分については弁明の機会の付与の手続を執らなければならないこととし、それぞれの手続について、所要の規定を整備した(聴聞手続では、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる)。また、不利益処分をする際には、原則としてその理由を示さなければならない(理由の提示)。

③ 行政指導(法4章—この解説では第4—次号)

行政指導に携わる者は、当該行政機関の任務または所掌事務の範囲を逸脱してはならず、相手方の任意の協力によってのみ実現するものであることに留意し、行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない(申請に関連する行政指導や許認可権限を背景に行われる行政指導についても規定された)。また、行政指導をするときには、相手方にその趣旨、内容及び責任者を明らかにするとともに、相手方から求めがあれば、原則としてこれらを記載した書面を交付しなければならない。さらに、複数の者に対して行政指導をしようとするときは、あらかじめ、事案に応じ指針を定め、原則としてこれを公表しなければならない。

に、相手方から求めがあれば、原則としてこれらを記載した書面を交付しなければならない。さらに、複数の者に対して行政指導をしようとするときは、あらかじめ、事案に応じ指針を定め、原則としてこれを公表しなければならない。

④ 届出(法5章—この解説では第5—次号)

届出が形式上の要件に適合している場合は、提出先機関の事務所に到達したときに、届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

また、行政手続法の施行に伴い、広範囲に関係法律・政令・省令も改正・制定されている。労働省関係でも、関係法令の改正・制定が行われ(労働基準法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法等の16の法律、2政令、11省令の改正、及び、2省令—労働省における聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則、社会保険労務士法に係る聴聞等手続規則—の制定)、平成6年9月28日付け労働省発総第22号「行政手続法及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行について」や平成6年9月29日付け労働省発総第23号「聴聞及び弁明の機会の付与の手続について」などの関係通達も発出されているが、それらの内容についてはほとんど紹介されていない。(労働基準行政関係の通達としては、平成6年9月30日付け基発第611号・婦発第272号「行政手続法の施行に伴う聴聞及び弁明の機会の付与の手続について」、同日付け基発第612号・婦発第273号「行政手続法等の施行について」など。)行政手続法で「公にしておく」こととされた、申請に対する処分に関する審査基準・標準処理期間、不利益処分に関する判断基準のいずれについても、申請者等の「求めがあった場合に提示すればよい」という対応をとっているため、日常の行政実務に変化がみえないこともこの法律の周知を妨げている用だ。

ここでは、行政手続法の内容及び労働基準行政における取り扱いについて、われわれがこれまでに入手することができた情報を整理して紹介し、行政手続法の活用と改善に向けての一助としたい。

第1 総 則

1 目 的

行政手続法は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする(法1条1項)。

他の法律に特別の定めがない限り、行政手続法の規定が適用されることとなるが、「行政手続」(同法はこの用語についてとくに説明をしていない)の全てを網羅したものではなく、前記のとおり「処分」、「行政指導」、「届出」に関する手続が対象である。

さらに、「処分」の全てについて規定しているわけでもない。「事後手続」として、行政庁の処分に対する不服申立ての手続を定める一般法として1962年に行政不服審査法が制定されているが、「事前手続」についてはこれまで一般法がなく、個別の法律の措置に委ねられ、不備不統一等が指摘されてきたが、行政手続法では、「処分」のうちの「申請に対する処分」及び「不利益処分」の「事前手続」についてのみを対象としたものである。

また、法律に基づく命令(政省令)や後述の審査基準、標準処理期間、判断基準、あるいは行政機関が策定する様々の計画等(これらについては、いずれも行政決定を直接の対象として訴訟で争う途が用意されていない)の「制定手続」を規定したのではなく、それらを含めた行政手続全般に対しての労働者・住民等の「参加」や「情報公開」の問題等を根本的に解決するものでもないということにも留意しておきたい。行政手続法の規定に従って、審査基準等が定められ、それに基づいて処分がなされたとしても、その審査基準等や処分が無前提に正しいものとは言えないし、処分について争えなくなるわけでもない。ただし、「手続に瑕疵があった場合の処分の効力や訴訟提起との関係について、何らかの規定を置くこととするかどうかについては、立法的な解決をするのではなく、判例に委ねることが適当と判断された」(仲正『行政手続法のすべて』)という(行政手続法では罰則規定も設けられていない)。

行政手続法は、①「申請に対する処分」、②「不利益処分」、③「行政指導」、④「届出」について、その手続に関して共通するルールを定め、「行政における意志決定の過程が国民にとって一段と分かりやすいものとなり、国民のチェックを受けやすい

仕組みへと改善されること(仲前掲書)を目的としたものと理解し、評価する必要がある。

行政手続法では、主な用語の意義について次の2～7のとおり定められている。たえず、行政の行為がこれらの何に当たるのかをチェックし、疑問があれば質問して確かめるといった姿勢で臨もう。

2 処 分

「処分」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいい(法2条2号)、行政不服審査法1条、行政事件訴訟法2条2項と同内容である。まず、「処分」と「行政指導」の区分がポイントとなる。

3 申請に対する処分

「申請」とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が許諾の応答をすべきこととされているものをいい(法2条3号)、承認、認定、決定、検査、登録等も含まれる。「申請に対する処分」と「不利益処分」の区分、及び、「申請に対する処分」と「届出」の区分がポイントとなる。

行政手続法においては「申請に対する処分」をその対象としているが、労働基準行政関係の「申請に対する処分(労働大臣が行う処分を除く)」は別掲「申請に対する処分一覧表」(14頁参照)に掲げる処分が該当するとされる。労災保険法に基づく「保険給付の請求」等もここでいう「申請」に該当する。

審査基準・標準処理期間の設定・公表、理由の提示等が義務付けられることになるが、下記の点及び「第1-8適用除外」にも留意する必要がある。

●法令違反の「申告」

労働基準法104条、労働安全衛生法97条に規定する「申告」については、労働省はこれを「申請」には該当しないとしている。いずれも「事業場に、この法律またはこの法律に基づいて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁または労働基準監督官に申告すること(労働安全衛生法では「申告して是正のため適当な措置をとるよう求めること」)ができる」と規定しているが、労働省では、判例(東京高56.3.26、大阪地55.10.29等)を盾に、申告がなされたことに

よって、「行政庁に応答の義務が生じるものではない」という立場をとっているためである。

したがって、申告に対して是正措置をとる場合の審査基準・標準処理期間の設定・公表等は義務付けられていないという考えなのである。

●労災保険の労働福祉事業関係

「申請に対する処分一覧表」には、労災保険法の労働福祉事業関係が掲載されていないが、労働省は同様に、「行政庁に応答の義務が生じるものではない」という考えなのではないかと思われる。「労災保険法23条1項によると、政府は、労働福祉事業を行うことが『できる』とあり、行わないかは自由であって、結局予算の範囲内で可能な限り行うことになる。つまり、労働福祉事業は政府の裁量できまる恩恵的な事業であって、被災労働者らが権利として主張できるものではない」「したがって、不服審査を請求する権利はない」(井上浩『労災補償法入門』)と取り扱われてきたからである。

例えば、労災保険特別支給金については、労働省令で支給規則が定められ、支給要件や申請手続等が明示され、労災保険法施行規則19条の「所轄労働基準監督署長は、保険給付に関する処分を行ったときは、遅滞なく、文書で、その内容を『請求人、申請人又は受給権者若しくは受給権者であった者』に通知しなければならない」等の規定についても、『』の部分で「申請人又は受給資格者」と読み替えるなどして準用することまで明定している(その他の労働福祉事業についても、行政通達等で支給要件や申請手続等が規定されている)。このような労働福祉事業について、「行政庁に応答の義務が生じるものではない」として、行政手続法の対象となる「申請に対する処分」から除外するのであれば大いに問題であろう。労働福祉事業についても、「保護すべき国民の権利利益」としての性格を明確にし、行政手続法の規定はもとより、不服審査等の事後手続の適用も受けるようにすべきである。

●業務上外、障害等級認定等

不服審査の取り扱いと関連して、もう1,2付け加えておく。「業務上外、平均賃金(現在では給付基礎日額)の額、傷病の治癒日または障害等級等の認定は、保険給付をするか否かの行政処分の前提となる事実認定であって、そのみでは審査の対象となる

決定ではないので、これらの事実認定そのものの取消を求める審査請求のあった場合は、多くは当該事実認定に基づく保険給付に関する決定の取消を求めるものであるから、その趣旨を補正せしめて取扱うこととなる」(昭和35年8月17日付け基発第691号—現在の『労災保険法解釈総覧』等には収録されていない)とされている。この点については、公務員の制度との整合性や時効の取り扱いとの関連などで整理が必要と指摘してきたが(1・2月号8頁参照)、行政手続法との関係では、労働省は「保険給付の請求に対する支給または(一部・全部)不支給等の決定」が「申請に対する処分」に該当するのであって、その決定の前提となる事実認定である「業務上外、給付基礎日額の額、傷病の治癒日又は障害等級の認定」は該当しないという考えであると思われる。

●治癒認定通知

振動障害等の長期療養者に対して、「適正給付管理」の名のもとに労災打ち切りの圧力が様々なに加えられ、保険給付の請求がなされてから「治癒」という事実認定を行った上で不支給決定を行うというのではなく、主治医の判断も無視して一方的に「治癒(症状固定)認定」の通知が被災者のもとに発せられている実態がある。労働省は、通知した「治癒認定日」以降の期間に係る保険給付の請求手続を行うことは被災者の自由(権利)であって、請求に対する決定(治癒認定を行っているのだから当然不支給決定)は、「申請に対する処分」として行政手続法の適用を受け(後述のとおり申請を拒否する処分は「不利益処分」には該当しない)、不服審査等も行うことができるというのだけれど、現実には、「治癒認定通知」は、あらかじめ不支給とされることになった請求を抑制させ、被災労働者の保険給付を請求する権利の行使を抑制するものとして機能している。「治癒認定通知」は後述の「第1-5行政指導」にも「第1-8適用除外」とされる「行政調査」にも該当するとは考えられず、「法令に基づかない不利益処分」とも言うべき実態になっている(行政手続法の規定の適用を受ける「不利益処分」でもない)。現場での労災打ち切りの圧力に対しては、「処分」なのか「行政指導」なのか(根拠法令等を明確にさせるなど、行政手続法を活用して、不当な行政手続を是正させていく取り組みが求められる。

●傷病(補償)年金

傷病(補償)年金については、請求により支給されるのではなく、該当する者があった場合には、労働基準監督署長が職権により支給、変更の決定をしなければならないものとされているため、「申請に対する処分」には該当しない。別掲「不利益処分一覧表」(19頁参照)では、「傷病(補償)年金の改定」のみが掲げられているが、不服審査との関係では、傷病(補償)年金の支給の決定、支給額の決定、変更に関する決定のいずれに関しても、労災保険法35条の規定による不服申立てをすることができるとしている(昭和52年3月30日付け基発第192号)。

4 不利益処分

「不利益処分」とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、またはその権利を制限する処分をいう(法2条4号)。

作為(一定の行為を行わなければならない)義務を課す処分として、物件の除去命令、施設の改善命令、保険料の賦課等、不作為(行ってはならない)義務を課す処分として、営業停止命令、建築物の使用禁止命令等、権利制限処分として、許認可等の取り消し、役員解任等がこれに当たる。

労働基準行政関係の「不利益処分(労働大臣が行う処分を除く)」としては、別掲「不利益処分一覧表」(19頁参照)に掲げた処分が該当するとされる。なお、例えば、使用者に対する処分が労働者にとっては不利益となる場合など、名あて人に対しては受益的であるが第三者の権利を制限する効果を有する処分などは、「不利益処分」には該当しないことから、別途の検討が必要な分野も出てこよう。

なお、次の①～④に該当するものは不利益処分から除かれる(法2条4項ただし書)。「第1-8適用除外」についての解説についてもよく留意されたい。

●臨検・立入検査等

① 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法律上必要とされている手続としての処分

行政上の強制執行行為のほか、調査のための土地・事務所への立入り、当該土地での検査の実施等が該当するが、労働基準行政関係では、例えば、労働基準法101条1項の規定に基づく労働基準監

督官の臨検、労働安全衛生法94条1項に基づく産業安全専門官等の立入検査、労災保険法48条(事業主等に対する臨検、質問、検査)及び同法49条(診療担当者に対する命令)等の規定に基づく検査等がこれに該当するとされる。

●申請拒否処分(含労災保険不支給決定)

② 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

これについては、申請拒否処分については、申請者が必要な準備をした上で申請を行い、行政庁の処分は当該申請があった場合のみその応答として行われるものであるから、それが当該申請を拒否する処分であっても、申請者にとって不意打ちとなることはないので、通常の不利益処分と同様な手続保障の対象とするのは適当でないとして説明されている(総務庁行政管理局「逐条解説行政手続法[増補]」—以下総務庁「逐条解説」)。

労災保険給付の請求に対する不支給決定などは、「不利益処分」に該当しないこととなるが、現実の「業務外認定」等の実態をみると、この説明にすんなりと合致するかどうかはなほ疑問があり、「不利益処分」についてのみ規定されている「資料の閲覧」等を「申請拒否処分」の場合についても規定すべき場合もあるのではないかと見られる。前述した「治ゆ認定」をめぐる問題も同様である。

③ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

④ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

5 行政指導

「行政指導」とは、行政機関がその任務または所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為または不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう(法2条6号)。

労働基準行政関係の行政指導で、労働基準局または婦人局の所掌事務の範囲内で行うものとしては、具体的には、労働基準監督官が臨検監督時に行う是正勧告、集団指導等の相手方に作為または不作為を

求める行為等が該当するとされる。

6 行政庁と行政機関

行政手続法は、処分を行う主体を「行政庁」、行政指導を行う主体を「行政機関」と書き分けている。

「行政庁」とは、処分権限を有する者(処分権者)をいい、労働基準行政関係では、①国の機関として、労働大臣、労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長、労働基準監督官、②法令により処分権限が与えられた機関として、労働安全衛生法に基づく製造時等検査代行機関、性能検査代行機関、個別検定代行機関、型式検定代行機関、指定試験機関、指定教習機関、作業環境測定法に基づく指定試験機関、指定講習機関及び指定登録機関が該当する。

労働基準行政関係の「行政機関」(法2条5号)としては、①国の行政機関として、労働省、労働省労働基準局、都道府県労働基準局、労働基準監督署、②法律上独立に権限を行使することを認められた①の職員として、労働大臣、労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長、労働基準監督官、産業安全専門官、労働衛生専門官、じん肺診査医がこれに該当する(法2条5号では、①②以外に③「地方公共団体(議会を除く)」が含まれる)。

7 届出

「届出」とは、行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く)であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているものをいい(法2条7号)、届出、報告等法令上の用語の如何を問わない。

労働基準行政関係では、労働基準法36条に規定する時間外・休日労働に関する協定の届出、同法90条に規定する就業規則の届出、労災保険法12条の7に規定する保険給付に関する事項の届出等が該当するとされる。

8 適用除外

(1) 特定の行政領域の適用除外

特定の行政領域に係る処分及び行政指導については、「第2申請に対する処分」、「第3不利益処分」、「第4行政指導」に関する行政手続法の規定は適用

しないこととされている(法3条1項)。

労働基準行政関係で、この適用除外に該当するものとしては、以下のようなものとされる。

●監督官が司法警察職員として行う処分等

① 労働基準監督官が、労働基準法等の違反について、刑事訴訟法等に基づき司法警察職員として行う処分または行政指導

根拠となる法3条1項5号(刑事事件)について、総務庁「逐条解説」では、適用除外の理由を「刑事事件に関する処分等は、裁判所における判断(刑事裁判)を中核として構成された世界の一部であり、国民に与える権利侵害の重大さにかんがみ、強制処分には裁判所の判断を関与させるなど刑事訴訟法等において必要な手続を定めているものであることから」、「(処分のほか行政指導も含むことに関しては)刑事事件の世界においては、任意捜査等であっても必要な事項は法律で定めることとされていること」からと説明している。

別掲の「申請に対する処分一覧表」「不利益処分一覧表」に監督業務関係の事項が見当たらないことを疑問に感ずる向きも多いと思われるが、労働基準監督官が司法警察職員として行う処分・行政指導がここでいう適用除外とされていること、にもかかわらず前述のとおり、労働基準監督官が臨検監督時に行う是正勧告は行政手続法の「行政指導」に関する規定の適用を受けるとされていること(「第4行政指導」の解説も参照)、及び、「違反行為を是正するための行政指導を行う場合に、監督処分等に先立って行われるものについて、その『指針』を定め、公表することが脱法行為を助長することになる場合」(総務庁「逐条解説」)には「行政上特別の支障」があるとして「集団行政指導の指針」を公表しなくてもよいとしていること等を含めて、議論される必要がある。

② 労働安全衛生法75条の規定に基づく免許試験など、専ら学識技能に関する試験または検定の結果についての処分

根拠となる法3条1項11号(試験・検定)について、「逐条解説」では、適用除外の理由を「人の能力という単純には測ることができないものについて、試験・検定という場において示された結果のみをもとにして試験委員等が判断するという

特殊な性格のものであり、その性質上、審査基準の公表や理由提示になじまないこと。また、試験・検定自体が一種の事前手続であり、独自の手続体系とみることが適当である」と説明している。

③ 労働基準法85条の規定に基づく仲裁など、相反する利害を有する者の間の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分及び行政指導

根拠となる法3条1項12号(利害調整)について、「逐条解説」では、適用除外の理由を「多くの場合、両当事者の一方の申請に基づき手続が開始されるが、裁定手続のほとんどは、両当事者から意見を聞き、それを総合的に判断して処分する仕組みとなっていること、行政庁と相手方との2面的な構造を前提に手続の共通化を図ろうとしている行政手続法の諸規定の適用になじまない点があることなどから」と説明している。

④ 労働基準法103条、労働安全衛生法98条第3項等の規定に基づき、労働基準監督官が労働者の生命及び身体の危険を防止するために現場において行う緊急措置命令等

根拠となる法3条1項13号(現場処分等)について、「逐条解説」では、適用除外の理由を「その場を承知している相手方に対して、その場で行われるものであることから、聴聞・弁明の手続を執ることは困難であり、理由提示を行ういとまがないか、またはその必要性が薄い」と説明している。

●行政調査(含受診命令等)

⑤ 労働基準法101条第1項に基づき労働基準監督官が書類等の提出を求め、尋問を行う行為、同法104条の2の規定に基づき都道府県労働基準局長等が報告をさせ、出頭を命じる行為、労働安全衛生法108条の2第3項の規定に基づき労働大臣から委託を受けた者が質問をし、書類等の提出を求める行為、作業環境測定法42条の規定に基づき都道府県労働基準局長等が報告をさせ、出頭を命じる行為、じん肺法4条の規定に基づき都道府県労働基準局長等が報告を求める行為、労災保険法46条(使用者の報告報告、出頭等)、47条(労働者及び受給者の報告、出頭等)、49条(診療担当者に対する命令等)の規定に基づき労働基準監督署長等が文書の提出等または出頭を命じる行為、同法47条

の2(受診命令)の規定に基づき労働基準監督署長が受診を命じる行為、最低賃金法3条の規定に基づき都道府県労働基準局長等が報告を求める行為、賃金の支払の確保等に関する法律12条の規定に基づき都道府県労働基準局長等が報告をさせ、出頭を命じる行為、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法12条第1項の規定に基づき都道府県労働基準局長等が報告を求める行為等

根拠となる法3条1項14号(行政調査)について、「逐条解説」では、適用除外の理由を「業務を遂行する上で必要となる一定の情報を入手するための手段であるので、その性質上、処分の理由について相手方に争わせる意味がないことから、理由提示を行う意義に乏しい」、「特定の者に係る違法または不当な事実の有無を調べるために行われるものについては、事前通知においてあらかじめ調査の内容や理由を示したり、調査に際し理由を提示したりすると、証拠隠滅のおそれがあり、調査の目的を達成しえなくなる場合がある」と説明される。なお、情報入手のための行為には、「第14④ 不利益処分から除外される「事実上の行為等」として法の対象外とされるものもある。

ここでいう「行政調査」が拡大解釈されて、行政手続法の関係規定におかまいなしという事態が生じないように現場でのチェックが必要である。とくに、労災保険法47条の2の「受診命令」等については、業務上外や治癒認定、長期療養者の症状把握等に関して何かとトラブルの多い問題であり、民主的な手続の確立が望まれる。

●審査請求に対する裁決・決定等

⑥ 労災保険法に基づく保険給付に関する決定及びじん肺法に基づくじん肺管理区分の決定等に関する審査請求、異議申立てその他の不服申立て等に対する行政庁の裁決、決定その他の処分

根拠となる法3条1項15号(不服申立て)について、「逐条解説」では、適用除外の理由を「事後手続として行われるものであるから、これに行政手続法に規定する事前の手続規定を適用することは屋上屋を架すこととなる」と説明している。

(2)地方公共団体への適用除外

地方公共団体の機関がする処分(根拠規定が条例または規則に置かれているものに限る)、行政指導、

届出(同前)については、「第2申請に対する処分」～「第5届出」の規定は適用しない(法3条2項)。

(3)国の機関等に対する処分等の適用除外

国の機関等に対する処分、行政指導、及びこれらがする届出については、この法律の規定は適用しないとともに、法律により直接に設立された法人等に対して、法律の特段の規定に基づいてされる監督上の処分については、「第2申請に対する処分」及び「第3不利益処分」の規定は適用しない(法4条)。

第2 申請に対する処分

1 審査基準

行政庁は、許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定め(法5条1項)、行政上特別の支障があるときを除き、申請提出先機関の事務所における備付けその他の適当な方法により、審査基準を公にしておかなければならない(法5条3項)。審査基準は、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない(法5条2項)。

●審査基準の具体性

審査基準には、処分等に関する法令の規定それ自体は含まれないこととされているが、法令の規定において許認可等の基準が明確に定め尽くされている場合には、審査基準を定めることを要しないこととされている(総務庁「逐条解説」)。

審査基準は、後述の標準処理期間や不利益処分に関する処分基準の設定が「努力義務」とされているのと異なり、上記以外の場合には必ず設定しなければならない「義務」と解すべきである(審査基準を作るべしという規定については一切穴を開けないという姿勢を堅持することとされた(仲前掲書))。

総務庁「逐条解説」では、処分の先例がないか、稀であるものまたは当面申請が見込まれないものであって、審査基準が法令の定め以上に具体化することが困難な場合は、当面審査基準を定めることを要しないという記述がある。これは、設定義務を果たすべき時期につき、やむを得ない事情がある場合には、遅くとも審査の必要が生じた段階で何らかのものが定められればよい(総務庁「逐条解説」とい

う点に係る取り扱いに限られるべきである。

審査基準の設定に当たっては、申請者等が当該許認可等を得るに当たって何を準備して申請すればよいか分かるかどうかという観点からその内容をできる限り具体化するよう努めること(平成6年9月13日付け総管第211号各省庁事務次官宛て総務事務次官通知「行政手続法の施行に当たって」以下「総務庁施行通知」)。行政庁に裁量を与えられている場合には、裁量権行使に当たっての行政庁の考え方が具体的に明らかにされることが重要であって、処理を画一化すること自体が目的ではないので、個々の申請についての当てはめ基準の作成が困難であっても、審査に当たって、どのような要素が考慮されるのか、個々の要素はどの程度の評価を与えられることになるのかといったことをできる限り示しておくことが必要であること(総務庁施行通知)。

労働省では、審査基準を定めるに当たっては、解釈例規など、当該処分に関してこれまで示してきた通達等の内容をすべて含めることとし、労働基準行政関係の「申請に対する処分(労働大臣が行う処分を除く以下同じ)」について別掲一覧表(14頁)の「審査基準」欄に掲げるものを定めることとしている。同欄で「法令で明確」とされているものについては、前述の「法令の規定において許認可等の基準が明確に定め尽くされている場合」に該当する。また、労災保険関係では、「一等」と例示的にしか記載されていないが、「これまで示してきた通達等」はかなりの数にのぼり、いわゆる労災認定基準等言えば「先例がない」等の理由で審査基準が定められていない分野もかなり残ると思われる。それにしても、一覧表を作成することを求めていきたい。

今後、前述の総務庁の考え方なども参考にしながら、これらの審査基準の内容がチェックされていかなければならない(一般的に関係通達は、審査基準が行政指導の指針かという点からの整理が求められよう)。その点では、これまでたびたび指摘してきた、行政内部の審査基準でありながら公表されていない「部内限通達」や「事務連絡」等の問題にもメスを入れていく必要がある。労働省では引き続き公表する意志はないようだが、少なくとも、行政手続法で公表しないことが許される場合以外は、すべて公表されなければならないと解すべきである。

●審査基準を定める主体

審査基準を定める主体は処分権限を有する行政庁である(別掲一覧表(14頁参照)の「処分権者」欄参照)。都道府県労働基準局長、労働基準監督署長が処分庁(処分権者)となっている処分については、各局署長が審査基準を定めなければならない。

総務庁「逐条解説」では、現実の行政においては、上級庁たる法令所管庁が行政庁に対して、事務の統一的な処理を確保する等の目的から、各個別法に定められた委任関係等に基づき許認可等の運用通達等を行い、行政庁がこれをそのまま借用し自らの基準として用いる場合も少なくないと考えられるが、このような場合も含めて、最終的に基準を定めるのは行政庁である。したがって、上級庁からの運用通達等に示された判断の基準、方針等をもって、行政庁自らの審査基準とするためには、当該行政庁の審査基準は当該運用通達と同内容である旨、当該運用通達等のどの箇所が審査基準に該当するかを申請しようとする者に明確に分かるようにしておくことが必要であるとしている。

具体的な場面では、審査基準そのものと同時に、当該処分庁において、いつ、どのようなかたちで審査基準を定めたのかを確認するようにしよう。形式的であっても、それが行政手続法の趣旨を徹底していく第一歩である。標準処理期間や不利益処分に関する処分基準等についても同様である。

●審査基準の公表

労働省は、審査基準を公にする方法として、申請の提出先機関の窓口における備付け、申請しようとする者の求めに応じ提示すること等の方法でよいとし、通達等が収録されている「労働基準法解釈総覧」、「安衛法便覧」、「労災保険法解釈総覧」、「業務災害及び通勤災害認定の理論と実際」等の関係書籍を局署の窓口へ備え付けるとともに、申請者等の求めがあった場合にこれを示すこととしている。

総務庁「逐条解説」では、「公にしておかなければならない」とは、申請をしようとする者あるいは申請者に対し、審査基準を秘密にしないとの趣旨である(対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない)とし、上記のような方法も認められた上で、具体的な方法の選択については「行政庁の判断に委ねられる」としている。

しかし、定めた時点で官報や広報で公表する措置を執って、それでこと足れりとするよりも、日常的に、誰でも、いつでも利用できる状態を確保しておくことの方が利用者の便に資することになると考えられた…ため、状態を示す「公にしておく」という表現が採られたものである。したがって、積極的に公表する措置を採ることが「必要でない」と判断されたためではない(仲前掲書)。公にされている審査基準を変更する場合の国民への周知については、その審査基準が一般に定着している場合には、単に事務所に備え付けている関係文書の差し替えといった方法だけでなく、関係者への情報提供などの方法により積極的に国民が知りうるような措置を講ずることが望ましい(総務庁施行通知)等とされていることから、積極的に公表を求めていきたい。

また、審査基準の「複写」サービスについては何も規定されていない。不利益処分に係る聴聞手続の文書等の閲覧について、行政庁側の事務負担の問題もあるので、これを一律に認めることはしていないが、複写を禁止しているものではないので、その資料の保全状態や閲覧請求者の便宜等を斟酌しつつ、必要に応じ、行政庁の裁量で行っていただくとして(総務庁「逐条解説」)などを参考にしよう。

なお、「業務上特別の支障があるときを除き」という点については、公にしておく当該個別法の適正な運用に著しい支障をきたすおそれがある、申請者または申請しようとする者の不利益を考慮してもなお公益上の観点から公にしておかない方がよいと判断される場合であるが、具体的にはケースバイケースで行政庁が判断することとなる(総務庁「逐条解説」)。例えば、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは外交交渉上不利益を被るおそれがあるようなもの。

公表を求めて拒否された場合には、定められているのか、前述の「先例がない等」からか(前述のとおり、この場合には審査の必要が生じた段階では審査基準が定められなければならない)、「行政上特別の支障がある」からか、また、その具体的事情についても必ず質し、確認をする必要がある。

2 標準処理期間

行政庁は、申請がその事務所に到達してから処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により行政庁と異なる機関が申請の提出先とされている場合は、併せて、提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、申請提出先機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておくなければならない(法6条)。

●目的・法的な効果

本条は、申請を放置した場合の法的な効果ではなく、行政運営の適正化の観点から、申請の迅速な処理の確保を図るため、行政庁の行為規範を定めたものとされる。標準処理期間は、あくまでも申請の処理に要する期間の「目安」に過ぎないものであり、申請者が当該標準処理期間内に申請に対する行政庁からの何らかの応答(処分)を受け得ることを保障するものではない。したがって、申請に対する処分が標準処理期間を経過してもなされないからといって、そのことのみで、直ちに当該行政庁が行政事件訴訟法3条5項にいう「不作為の違法」に当たることにはならないものと考えられる(総務庁「逐条解説」、総務庁施行通知に同趣旨)。

●標準処理期間を定める主体

標準処理期間を定める主体は、処分権限を有する行政庁であり、「審査基準を定める主体」と同様。

●標準処理期間の算定方法

「申請がその事務所に到達してから」とは、行政庁あるいは申請の提出先とされている機関の事務所(文書受付業務を担当する部局)に物理的に到着し、了知可能な状態に置かれる一すなわち申請が当該部局の支配圏内に置かれる時点であり、受付印の押印等、受領した旨の意志が表示されることを要しない(総務庁「逐条解説」)。また、経由機関、協議機関があるときには、処分庁で審査する期間のほか、それぞれの機関で要する期間を定め、それぞれの期間を明らかにした上で、全体としての処理に要する期間を定める(総務庁施行通知)。

また、労働省では、標準処理期間は、適法な申請を処理することを前提として定められたものであることから、不備な申請を補正するために要する期間は標準処理期間には含まれないものであること。

適法な申請であっても、申請の処理の途中で申請者が申請内容を変更するために必要な期間、審査のために必要なデータを追加することとなった場合に要する期間は含まれないものであることとしている(総務庁「逐条解説」に同趣旨)。

●標準処理期間の定め方

標準処理期間の設定については、処分の性質上行政庁の責に属さない事情により処理(審査)に要する期間が変動するものなど、標準処理期間を設定することが困難な場合があり得ることからという理由で努力義務にとどめられた(総務庁「逐条解説」)。

しかし、(具体的な期間としての)設定が困難な場合には、一定の幅をもった期間として定められないかどうか、あるいは、申請内容を類型化して区分することによって、その区分ごとに定められないかどうかなど、当該許認可等の性質に応じた工夫をすることによってできる限り申請の処理に要する目安として何らかの期間を示すよう努めること(総務庁施行通知)が要請されているのである。

労働基準行政関係の「申請に対する処分」に関する「標準処理期間」については、次のとおりとされ、別掲一覧表(14頁参照)の「標準処理期間」欄に記載されているように定められている。労災保険関係では「申請事案の過半が一定の期間に処理されている期間を定めた」ようだが、前記の要請にもかかわらず、いわゆる過労死の場合など包括的救済規定に係る業務上疾病の保険給付の決定に「標準処理期間を定めない」という定め方をすることが許されるものだろうか。標準期間を「定めない」とか「1か月を越える期間」等の場合には、個別事案に即してその理由について納得のいく説明をもとめるようにし、また、標準処理期間があるからといって処理を遅らせるようなことのないようチェックしていこう。

- ① 標準処理期間を定めるに当たっては、具体的に、以下に掲げるものを除き、原則として「1か月」とすること。
- ② 申請事案の処理に通常1か月を超える期間を要することから、標準処理期間が1か月を超えることとなるもの
 - ・労働安全衛生法4条の2に基づく「プレス機械等の型式検定」(標準処理期間：5か月)
 - ・じん肺法15条及び16条に基づく「じん肺管理区

分の決定」(標準処理期間：2か月)

・労災保険法12条の8に基づく業務災害の保険給付のうち疾病に係る療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付、葬祭料及び同法60条1項に基づく遺族補償年金前払一時金(疾病に係るもの)に関する決定(ただし、疾病のうち包括的救済規定に係るものを除く→③)

(標準処理期間：6か月)

・労災保険法12条の8に基づく業務災害の保険給付のうち遺族補償給付及び葬祭料(疾病に係るものを除く)、同法60条1項に基づく遺族補償年金前払一時金(疾病に係るものを除く)、同法22条の4-1項に基づく遺族給付(通勤災害)、同法22条の5-1項に基づく葬祭給付(通勤災害)、同法63条1項に基づく遺族年金前払一時金(通勤災害)に関する決定(標準処理期間：4か月)

・労災保険法12条の8に基づく業務災害の保険給付のうち障害補償給付、同法22条の3-1項に基づく障害給付(通勤災害)、同法59条1項に基づく障害補償年金前払一時金、同法62条1項に基づく障害年金前払一時金(通勤災害)に関する決定(標準処理期間：3か月)

・労災保険法28条1項(中小事業主等)、29条1項(一人親方等)、30条1項(海外派遣者)に基づく特別加入の承認(標準処理期間：2か月)

・労災保険法11条1項及び2項に基づく未支給の保険給付(支給決定はあったが支払われていないものを除く)、失業保険法及び労災保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律18条に基づく業務上災害に関する特例給付、同法18条の2に基づく通勤災害に関する特例給付の決定(標準処理期間：それぞれ該当する保険給付による)

③ 申請の内容によって処理(審査)期間に相当なばらつきがあるため、標準処理期間が設定できないもの

・賃金の支払の確保等に関する法律7条に基づく「未払賃金の立替払に係る確認」
 ・賃金の支払の確保等に関する法律施行令第2条第1項第5号に基づく「未払賃金の立替払に係る認定」

- ・労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法8条第1項に基づく「労働時間短縮実施計画の承認」
- ・労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法9条第1項に基づく「労働時間短縮実施計画の変更の承認」
- ・労災保険法に基づく業務災害の保険給付に関する決定のうち、疾病のうち包括的救済規定に係るもの(労働基準法施行規則別表第1の2第2号13、第3号5、第4号8、第6号5、第7号18及び第9号に係るもの)(「その他業務に起因することの明らかな疾病」一過労死等が含まれる)

●標準処理期間の公表

審査基準の場合と異なり、標準処理期間を定めることは「努力義務」であるが、これを定めたときに公にしておくことは「義務」である。公表方法については、「審査基準の公表」の場合と同様である。

3 申請に対する審査・応答

行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく審査を開始しなければならないが、法令に定められた形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請の補正を求め、または求められた許認可等を拒否しなければならない(法7条)。

これは、申請が到達したにもかかわらず、申請を「受け付けない」、「受理しない」等の取り扱いをし、その間に申請の取り下げや申請内容の変更を求める行政指導を行ったり、処理を遅延させる等の事態は排除されるべきものである(総務庁「逐条解説」)ことから規定されたものとされる。

「申請がその事務所に到達したとき」とは、「標準処理期間の算定方法」で解説したとおり。

「申請の形式上の要件」とは、申請が有効に成立するために法令において必要とされる要件のうち、申請書の記載内容に不備がないこと、必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであること、など外形上明確に判断し得るものをいう。申請をすることができる事項についての申請であること、申請資格を有する者による申請であること、申請内容が真正であること、などについては、一般に、申請の内容審査を経ないと判断できない問題であると考えられ、「申請の形式上の要件」には該当しない。

なお、この規定に関連して、「第4行政指導」で「申請に関連する行政指導」について次のように規定していることにも留意したい。申請の取下げまたは内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない(法33条)。

したがって、例えば、労災保険給付の請求等に際して、傷病の発生から時間が経っているからとして「遅延理由書」の提出を求めたり、外国人労働者であることを理由に「パスポート」の提示を求めたりして、これに応じないと「受理しない」(行政手続法では「受理」という概念は排除されている)とか「処理を遅延させる」ようなことは、行政手続法7条、33条に反するものであり、これまでの窓口対応が見直される必要がある。労災保険給付の請求書に事業主が証明を拒否した場合であっても、従来から、「受理」審査をし処分を行う取り扱いがされており、「形式上の要件に適合しない申請」であるという理由で同様の取り扱いやそのことのみをもって「求められた許認可等を拒否」(すなわち不支給決定)が行われるような事態があれば問題であり、そのようなケースが生じた場合はぜひ連絡していただきたい。

なお、「形式上の要件に適合しない申請」の場合には、「補正を求める」、「求められた許認可等を拒否する」のいずれかの措置を講ずれば、本条の義務を履行したこととなり、申請の不備について補正が可能な場合であっても、補正を求める義務はない(総務庁「逐条解説」)とされるが、補正可能な場合には、適切な補正の指示が行われるようチェックしていく必要がある。

4 理由の提示

行政庁は、許認可等を拒否する処分をする場合は、原則として、申請者に対し、同時に、処分の理由を示さなければならない(法8条1項)、処分を書面でするときは、処分の理由を書面により示さなければならない(法8条2項)。

「原則として」というのは、法令に定められた許認可等の要件または公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められて

いる場合であって、申請がこれらに適合しないことが申請書の記載または添付書類から明らかであるときに限って、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りるということ(法8条1項)。

提示される理由の程度は、許認可等の性質、当該法令の趣旨、目的に照らし決定すべきであるが、理由提示を義務付ける趣旨から、抽象的・一般的なものでは不十分で、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる(最判昭和38年5月31日民集17巻4号617頁参照)(総務庁「逐条解説」)。この点に関しては、従来から繰り返し、労働省にその徹底が求められており、行政手続法を活用してさらにその徹底をチェックしていく必要がある。

なお、既述のとおり、労災保険給付の請求等に対する不支給決定等は、ここでいう「許認可等を拒否する処分」に当たり、「不利益処分」には該当しないとされる。一方、後述のとおり、一定の不利益処分については行政手続法によって事前手続として「聴聞手続」を執ることが義務付けられており、この最大の特徴は「文書等の閲覧」が認められること及び「行政庁とは区別される主催者による審査(聴聞)」が行われるという点にあるとされる(どちらも「弁明の機会の付与の手続」の場合には適用されないが、これは「現時点による政策選択の結果によるもの」と説明されている一併前掲書)。この点についても、従来から議論があるように、「許認可等を拒否する処分」の場合であっても同様の措置を含めた民主的な手続の確立を追求する必要がある。

5 情報の提供

行政庁は、申請者の求めに応じ、審査の進行状況及び処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない(法9条1項)。

労働省は、たとえば「申請の形式要件の審査を終えて現在内容について審査中である」、「〇〇頃までに処分が決定される見通しである。」等の対応を口頭で行えば足りる。なお、情報提供の対象はあくまで時間的な観点からの情報であり、申請の適否の判断に係る「見通し」等は含まれないので留意することとしている(総務庁「逐条解説」に同趣旨)。

また、行政庁は、申請をしようとする者または申

請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他申請に必要な情報の提供に努めなければならない(法9条2項)。

「その他の申請に必要な情報」としては、窓口での受付時間、申請後に申請者が申請内容を変更する場合に関する情報、標準処理期間等が考えられることとされる(総務庁「逐条解説」)。

6 公聴会の開催等

行政庁は、申請者以外の者の利害を考慮することが法令において許認可等の要件とされているものを行う場合に、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるように努めなければならない(法10条)。

「許認可等の要件とされているもの」とは、許認可等の要件上利害を考慮すべき第3者が具体的に想定されているものが該当し、労働基準行政関係では、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第8条第3項第3号の「一般消費者及び関連事業主の利益を不当に害するおそれのあるもの」が該当し、「公聴会の開催その他の適当な方法」の方法としては、公聴会の開催のほか、利害を考慮すべき第三者本人からの意見書の提出、地方労働基準審議会の意見の聴取等の方法があることとされている。

7 複数の行政庁が関与する処分

行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査、判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない(法11条1項)。

1の申請または同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、必要に応じ、相互に連絡をとり、申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めること(法11条2項)。

労働基準行政関係では、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法8条第1項の労働時間短縮実施計画の承認及び同法9条第1項の労働時間短縮実施計画の変更の承認が該当するとされる。

(「第3 不利益処分」「第4 行政指導」「第5 届出」については次回に続く)



申請に対する処分一覧表

労働関係

(労働基準法に基づくもの)

番号	処分内容	根拠条文 (条・項・号)	処分権者	審査基準 (通達年月日、番号) *法令で明確な場合除く	半断基準となる法令 (当該法令)	標準処理 期間	公聴会の 開催	不許可等 の場合の 理由提示
1	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可	法33-1	署長	昭22. 9.13 発基 17号 昭26.10.11 基発 696号 昭33. 2.13 基発 90号	法33-1	1か月	×	○
2	一せし休憩除外許可	法34-2	署長	昭22. 9.13 発基 17号 昭23.11.11 基収2971号 昭29.12.10 基収6503号 昭61. 6. 6 基発 333号		同上	×	○
3	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可	法41-③	署長	昭22. 9.13 発基 17号 昭23. 4. 5 基発 535号 昭23. 4. 5 基収1372号 昭23. 5. 5 基収1540号 昭23. 7.20 基収2483号 昭23.11.11 基収1639号 昭23.11.25 基収3398号 昭25. 9.28 基発 890号 昭29. 5.21 基収1976号 昭34. 9. 1 基収5990号 昭61. 6. 6 基発 333号 昭63. 3.14 基発 150号 平 5. 2.24 基発 110号 平 5.12.28 基発 721号		同上	×	○
4	児童の使用許可	法56-2	署長	昭22.11.11 発基 2号 昭41. 4.28 発基 175号	法56-2 年少則9	同上	×	○
5	交替制による深夜業時間延長許可(年少労働者)	法61-3	署長	法令で明確	法61-3	同上	×	○
6	深夜業承認	法64の3-1-⑤	署長	昭61. 3.20 基発 151号 発基 89号 昭61. 3.20 基発 152号	女子則6	同上	×	○
7	交替制による深夜業時間延長許可(女子労働者)	法64の3-2	署長	法令で明確	法64の3-2	同上	×	○
8	職業訓練に関する特別許可	法71	局長	昭33. 7. 3 基発 418号 昭34. 2.25 基発 114号 昭36. 3. 6 基収6951号 昭44.11.24 基発 776号		同上	×	○

(労働基準法施行規則に基づくもの)

1	断続的な宿直又は日直勤務許可	則23	署長	昭22. 9.13 発基 17号 昭22.12.24 基発 550号 昭23. 1.13 基発 33号 昭23. 3.16 基発 456号 昭23. 3.17 基発 464号 昭23. 4. 5 基発 639号 昭23. 4.26 基発 651号 昭23. 6.11 基収 855号 昭23. 6.16 収監 733号 昭23. 7. 6 基収1175号 昭23. 9.20 基収2320号 昭24. 3.22 基発 352号 昭24. 4.12 基収1133号 昭27. 1.31 基収 380号 昭33. 2.13 基発 90号 昭34. 3. 9 基収5763号 昭35. 8.25 基収6438号 昭36. 9.20 基収3068号 昭43. 4. 9 基収 797号 昭44. 4. 7 基収 343号 昭49. 7.26 基発 387号 昭49. 7.26 基収27号 昭63. 3.14 基発 150号		1か月	×	○
---	----------------	-----	----	--	--	-----	---	---

2	集団入坑の場合の班割計算特別許可	則24	署長	昭22. 9.13 発基 17号 昭23. 1.24 基発 104号 昭23. 4.15 基収1374号 昭23.10.30 基発1575号 昭23.12.16 基収3362号 昭24. 1.25 基収4277号 昭24. 4.22 基収 475号 昭25. 8.11 基発 732号 昭63. 3.14 基発 150号 昭27. 9.20 基発 676号		同上	×	○
3	休憩自由利用除外許可	則33-2	署長			同上	×	○

(事業附属寄宿舎規程に基づくもの)

1	事業附属寄宿舎規程適用特別許可	規程36	署長	昭23. 3.20 基発 508号 昭23. 6.11 基収1897号 昭33. 2.13 基発 90号	規程36	1か月	×	○
---	-----------------	------	----	--	------	-----	---	---

(昭和38年労働省告示第52号に基づくもの)

1	労働基準法第12条第7項の規定に基づく日雇入れられる者の平均賃金の算定	昭和38年労働省告示第52号 第3号	局長	昭38.10.25 基発1282号		1か月	×	○
---	-------------------------------------	--------------------	----	-------------------	--	-----	---	---

(最低賃金法に基づくもの)

1	最低賃金適用除外許可	法8	局長	昭34.10.28 基発 747号	法8 最賃則4	1か月	×	○
---	------------	----	----	-------------------	------------	-----	---	---

(賃金の支払の確保等に関する法律に基づくもの)

1	未払賃金の立替払に係る確認	法7	署長	法令で明確	賃確令3、4 賃確則12、13、16	定められず	×	○
---	---------------	----	----	-------	-----------------------	-------	---	---

(賃金の支払の確保等に関する法律施行令に基づくもの)

1	未払賃金の立替払に係る認定	令2-1-⑤	署長	法令で明確	賃確令2-2 賃確則8	定められず	×	○
---	---------------	--------	----	-------	----------------	-------	---	---

(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法に基づくもの)

1	労働時間短縮実施計画の承認	法8-1	局長	平 4. 9. 1 基発 494号	法8-3	定められず	×	○
2	労働時間短縮実施計画の変更の承認	法8-1	局長	平 4. 9. 1 基発 494号	法8-3	定められず	×	○

安全衛生関係

(労働安全衛生法に基づくもの)

1	特定機械等の製造の許可	法37-1	局長	法令で明確	昭49.9.30 労告75号 「ボイラー圧力容器 製造許可基準」 昭49.9.30 労告76号 「クレーン等製造許可 基準」	1か月	×	○
2	特定機械等の製造時の検査	法38-1	局長及び 代行機関	法令で明確	関係構造規格	同上	×	○
3	外国製造者に対する特定機械等の輸入時の検査	法38-2	局長及び 代行機関	法令で明確	関係構造規格	同上	×	○
4	特定機械等の設置、変更時等の検査	法38-3	署長	法令で明確	関係構造規格	同上	×	○
5	特定機械等の性能検査	法41-2	署長及び 代行機関	法令で明確	関係構造規格	同上	×	○
6	特定機械等以外の機械等の個別検定	法44-1	局長及び 代行機関	法令で明確	関係構造規格	同上	×	○
7	外国製造者に対する特定機械等以外の機械等の個別検定	法44-2	局長及び 代行機関	法令で明確	関係構造規格	同上	×	○
8	プレス機械等の型式検定	法44の2-1	代行機関	法令で明確	関係構造規格	5か月	×	○

特集 / 行政手続法と労働基準行政

9	外圧製造者に対するプレス機械等の型式検定	法44の2-2	代行機関	法令で明確	→	関係構造規格	同上	×	○
10	検査業者の登録	法54の3-1	局長	法令で明確	→	代行機関則19の15	1か月	×	○
11	健康管理手帳の交付	法67-1	局長	法令で明確	→	安衛則53-1	同上	×	○
12	免許証の交付	法72-1	局長	法令で明確	→	安衛則62	同上	×	○
13	免許試験	法75-1	試験機関	法令で明確	→	安衛則70、ボ則101、109、115、高圧則49	同上	×	○
14	技能講習	法76-1	局長及び教育機関	法令で明確	→	安衛則79、ボ則20、122の2、ク則246	同上	×	○
15	指定教育機関の指定	法77-2	局長	法令で明確	→	代行機関則22	同上	×	○

(労働安全衛生法施行令に基づくもの)

1	製造等禁止有害物の製造等の許可	令16-2-①	局長	法令で明確	→	特化則47	1か月	×	○
---	-----------------	---------	----	-------	---	-------	-----	---	---

(労働安全衛生規則に基づくもの)

1	衛生管理者の選任の特例の許可	則18	局長	昭23.1.16 基発 83号 昭33.2.13 基発 90号			1か月	×	○
2	産業医の選任の特例の許可	則13-3	局長	昭47.9.18 基発601号の1			同上	×	○
3	救護に関する事項の管理者の選任の特例許可	則24の6-2	局長	昭55.11.25 基発 648号			同上	×	○
4	健康管理手帳の書替え	則59	局長	昭47.9.18 基発601号の1	則59-1		同上	×	○
5	健康管理手帳の再交付	則59-1	局長	法令で明確	→		同上	×	○
6	快適労働推進計画の認定	則61の3-1	局長	平 4.7.1 基発 391号			同上	×	○
7	免許証の再交付	則67-1	局長	法令で明確	→	則67-1	同上	×	○
8	免許証の書替え	則67-2	局長	法令で明確	→	則67-2	同上	×	○
9	技能講習修了証の再交付	則82-1	局長及び指定機関	法令で明確	→	則82-1	同上	×	○
10	技能講習修了証の書替え	則82-2	局長及び指定機関	法令で明確	→	則82-2	同上	×	○

(ボイラー及び圧力容器安全規則に基づくもの)

1	ボイラー検査証の再交付	則15-2	署長	法令で明確	→	則15-2	1か月	×	○
2	移動式ボイラー検査証の再交付	則15-2	局長	法令で明確	→	則15-2	同上	×	○
3	ボイラー検査証の書替え	則44-1	署長	法令で明確	→	則44-1	同上	×	○
4	移動式ボイラー検査証の書替え	則44-2	局長	法令で明確	→	則44-2	同上	×	○
5	第一種圧力容器検査証の再交付	則60-2	署長	法令で明確	→	則60-2	同上	×	○
6	第一種圧力容器検査証の書替え	則79	署長	法令で明確	→	則79	同上	×	○
7	ボイラー溶接士免許の更新	則107-3	局長	昭34.2.19 基発 102号 昭36.7.4 基収2730号 昭42.4.3 基発 450号 昭48.4.17 基収1199号			同上	×	○

(クレーン等安全規則に基づくもの)

1	クレーン検査証の再交付	則9-2	署長	法令で明確	→	則9-2	1か月	×	○
2	クレーン検査証の書替え	則9-3	署長	法令で明確	→	則9-3	同上	×	○
3	荷重試験省略の認定	則34-3-②	署長	昭46.9.7 基発 621号			同上	×	○
4	移動式クレーン検査証の再交付	則59-2	局長	法令で明確	→	則59-2	同上	×	○
5	移動式クレーン検査証の書替え	則59-3	局長	法令で明確	→	則59-3	同上	×	○
6	デリック検査証の再交付	則99-2	署長	法令で明確	→	則99-2	同上	×	○
7	デリック検査証の書替え	則99-3	署長	法令で明確	→	則99-3	同上	×	○
8	エレベーター検査証の再交付	則143-2	署長	法令で明確	→	則143-2	同上	×	○
9	エレベーター検査証の書替え	則143-3	署長	法令で明確	→	則143-3	同上	×	○
10	建設用リフト検査証の再交付	則177-2	署長	法令で明確	→	則177-2	同上	×	○
11	建設用リフト検査証の書替え	則177-3	署長	法令で明確	→	則177-3	同上	×	○

(ゴンドラ安全規則に基づくもの)

1	ゴンドラ検査証の再交付	則8-2	局長	法令で明確	→	則8-2	1か月	×	○
2	ゴンドラ検査証の書替え	則8-3	局長	法令で明確	→	則8-3	同上	×	○

(製造等検査代行機関等に関する規則に基づくもの)

1	検査業者登録証の氏名等の書替え	則19の17-1	局長	法令で明確	→	則19の17-1	1か月	×	○
2	検査業者登録証の検査機械等の書替え	則19の17-2	局長	法令で明確	→	則19の17-2	同上	×	○
3	検査業者登録証の再交付	則19の18-1	局長	法令で明確	→	則19の18-1	同上	×	○

(機械等検定規則に基づくもの)

1	型式検定合格証の有効期間の更新	則11	代行機関	昭53.2.10 基発 80号			1か月	×	○
2	型式検定合格証の再交付	則12	代行機関	法令で明確	→	則12	同上	×	○
3	型式検定合格証の書替え	則13	代行機関	法令で明確	→	則13	同上	×	○

(粉じん障害防止規則に基づくもの)

1	粉じん作業非該当の認定	則2-1-①	局長	昭54.7.26 基発 382号			1か月	×	○
2	粉じん則の一部適用除外の認定	則9-1	署長	昭54.7.26 基発 382号			同上	×	○

(有機溶剤中毒予防規則に基づくもの)

1	有機溶剤の一部適用除外の認定	則3-1	署長	法令で明確	→	則3-1	1か月	×	○
2	局所排気装置等の特例の許可	則13-1	署長	昭53.12.25 基発 707号			同上	×	○
3	有機溶剤等健康診断の特例の許可	則31-1	署長	昭35.10.31 基発 929号			同上	×	○

(鉛中毒予防規則に基づくもの)

1	鉛業務の一部適用除外の認定	則4-1	署長	法令で明確	→	則4	1か月	×	○
---	---------------	------	----	-------	---	----	-----	---	---

(特定化学物質等中毒予防規則に基づくもの)

1	特化則の一部適用除外の認定	則6-1	署長	昭58.7.18 基発 383号			1か月	×	○
---	---------------	------	----	------------------	--	--	-----	---	---

(作業環境測定法に基づくもの)

1	指定講習機関の指定	法32-1	局長	法令で明確	→	作業則45	1か月	×	○
2	作業環境測定士試験	法14	指定試験機関	法令で明確	→	作業則15	同上	×	○
3	作業環境測定士の登録	法20-2	指定登録機関	法令で明確	→	法5.9-3. 則5	同上	×	○
4	作業環境測定機関の登録	法7 法32の2-1 法33	指定登録機関 局長	法令で明確	→	法34-1. 34-2. 則54	同上	×	○

(作業環境測定法施行規則に基づくもの)

1	作業環境測定士登録証の書替え	則13の2-1	指定登録機関	法令で明確	→	則13の2-1	1か月	×	○
2	作業環境測定士登録証の再交付	則13の2-1	指定登録機関	法令で明確	→	則13の2-1	同上	×	○
3	作業環境測定機関登録証氏名等の書替え	則56-1	局長	法令で明確	→	則56-1	同上	×	○
4	作業環境測定機関登録事項等の書替え	則56-2	局長	法令で明確	→	則56-2	同上	×	○

(作業環境測定基準に基づくもの)

1	作業環境測定特別許可	基準2-3	署長	平 2.7.17 基発 461号			1か月	×	○
2	作業環境測定特別許可	基準10-3	署長	平 2.7.17 基発 461号			同上	×	○
3	作業環境測定特別許可	基準13-3	署長	平 2.7.17 基発 461号			同上	×	○

特集 / 行政手続法と労働基準行政

(じん肺法に基づくもの)

1	労働者の随時申請のじん肺管理区分の決定	法15-3	局長	昭53. 4. 28 基発 250号 「じん肺標準エックス線フィルム」 「じん肺診査ハンドブック」	2か月	×	○
2	事業者の随時申請のじん肺管理区分の決定	法16-2	局長	昭53. 4. 28 基発 250号 「じん肺標準エックス線フィルム」 「じん肺診査ハンドブック」	同上	×	○

労災関係

(労働者災害補償保険法に基づくもの)

番号	処分内容	根拠条文(条-項-号)	処分権者	審査基準	標準処理期間	公聴会の開催	理由の提示
1	未支給の保険給付の請求に対する決定	法11-1 法11-2	署長	昭41. 1. 31基発 73号等	死亡した者に対して支給すべき保険給付の種類による。 ただし、支給決定はあったが支払われていないものについては、1か月とする。	×	○
2	業務災害の保険給付の請求に対する決定	法12の0-2	署長	昭53. 3. 30基発 186号等	療養補償給付及び休業補償給付 1か月 ただし疾病に係るもの 6か月 障害補償給付 3か月 遺族補償給付及び葬祭料 4か月 ただし疾病に係るもの 6か月 なお、疾病のうち包括的救済規定に係るものは上記に含めず、標準処理期間を定めない。	×	○
3	障害(補償)年金の改定	法15の2 法22の3-3	署長	昭41. 1. 31基発 73号等	1か月	×	○
4	遺族(補償)年金の改定	法16の3-3 法22の4-3	署長	昭41. 1. 31基発 73号等	1か月	×	○
5	遺族(補償)年金の支給	法16の4-1 後段	署長	昭41. 1. 31基発 73号等	1か月	×	○
6	遺族(補償)年金の支給	法22の4-3 法16の5-1 後段	署長	昭41. 1. 31基発 73号等	1か月	×	○
7	遺族(補償)年金の支給停止の解除	法16の5-2 法22の4-3	署長	昭41. 1. 31基発 73号等	1か月	×	○
8	遺族(補償)年金の支給停止等に伴う年金の改定	法16の5-3 法22の4-3	署長	昭41. 1. 31基発 73号等	1か月	×	○
9	遺族(補償)年金の支給	法16の9-5 法22の4-3	署長	昭41. 1. 31基発 73号等	1か月	×	○
10	療養給付の請求に対する決定	法22-1	署長	昭48. 11. 22基発 644号等	1か月	×	○
11	休業給付の請求に対する決定	法22の2-1	署長	昭48. 11. 22基発 644号等	1か月	×	○
12	障害給付の請求に対する決定	法22の3-1	署長	昭48. 11. 22基発 644号等	3か月	×	○
13	遺族給付の請求に対する決定	法22の4-1	署長	昭48. 11. 22基発 644号等	4か月	×	○
14	葬祭給付の請求に対する決定	法22の5-1	署長	昭48. 11. 22基発 644号等	4か月	×	○
15	中小事業者等の特別加入の承認	法28-1	局長	昭40. 11. 1基発1454号等	2か月	×	○
16	中小事業者等の特別加入の脱退の承認	法28-2	局長	昭40. 11. 1基発1454号等	1か月	×	○
17	一人親方等の特別加入の承認	法29-1	局長	昭40. 11. 1基発1454号等	2か月	×	○
18	一人親方等の特別加入の脱退の承認	法29-3	局長	昭40. 11. 1基発1454号等	1か月	×	○
19	海外派遣者の特別加入の承認	法30-1	局長	昭52. 3. 30基発 192号等	2か月	×	○

20	海外派遣者の特別加入の脱退の承認	法30-2	局長	昭52. 3. 30基発 192号等	1か月	×	○
21	障害補償年金差額一時金の請求に対する決定	法58-1	署長	昭56. 10. 30基発 696号等	1か月	×	○
22	障害補償年金前払一時金の請求に対する決定	法59-1	署長	昭56. 10. 30基発 696号等	3か月	×	○
23	遺族補償年金前払一時金の請求に対する決定	法60-1	署長	昭50. 1. 4基発 2号等	4か月 (ただし疾病に係るもの 6か月) なお、疾病のうち包括的救済規定に係るものは上記に含めず、標準処理期間を定めない。	×	○
24	障害年金差額一時金の請求に対する決定	法61-1	署長	昭56. 10. 30基発 696号等	1か月	×	○
25	障害年金前払一時金の請求に対する決定	法62-1	署長	昭56. 10. 30基発 696号等	3か月	×	○
26	遺族年金前払一時金の請求に対する決定	法63-1	署長	昭50. 1. 4基発 2号等	4か月	×	○

(労働基準法に基づくもの)

1	労働者の雇い止めの認定	法78	署長	昭20. 6. 9基発2675号等	1か月	×	○
1	業務上災害に関する特例給付の支給決定	法18	署長	昭41. 1. 31基発 73号等	保険給付に同じ	×	○
2	通勤災害に関する特例給付の支給決定	法18の2	署長	昭41. 1. 31基発 73号等	保険給付に同じ	×	○

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づくもの)

不利益処分一覧表

監督関係

(労働基準法に基づくもの)

番号	処分内容	根拠条文(条-項-号)	処分権者	処分基準(通告年月日、番号) *法令で明確な場合を除く	判断基準となる法令(当該法令)	趣旨又は併発の別	理由の提示
(処分基準を定めること困難な場合その理由)							
1	貯蓄会管理中止命令	法18-6	署長	昭27. 9. 20 基発 675号	法18-6	併発	○
2	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可の取消	法33-1	署長	平 6. 9. 30 基発 613号 婦発 274号	法33-1	併発	○
3	代休制と命令	法33-2	署長	(整備通達記の3) 昭22. 9. 13 発基 17号	法33-2	併発	○
4	一せし休養除外許可の取消	法34-2	署長	平 6. 9. 30 基発 613号 婦発 274号		併発	○
5	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可の取消	法41 -③	署長	(整備通達記の3) 平 6. 9. 30 基発 613号 婦発 274号		併発	○
6	児童の使用許可の取消	法56-2	署長	(整備通達記の3) 平 6. 9. 30 基発 613号 婦発 274号	法56-2 年少児9	併発	○
7	労働契約の解除	法58	署長	(整備通達記の3) 処分基準を画一的に定めることが困難なため設定できず		併発	○
8	交替制による深夜業3時間延長許可の取消(年少労働者)	法61-3	署長	平 6. 9. 30 基発 613号 婦発 274号		併発	○
9	深夜業承認の取消	法64の3-1-⑤	署長	(整備通達記の3) 平 6. 9. 30 基発 613号 婦発 274号		併発	○
10	交替制による深夜業3時間延長	法64の3-2	署長	(整備通達記の3) 平 6. 9. 30 基発 613号		併発	○

特集 / 行政手続法と労働基準行政

11	長許可の取消(女子労働者)職業訓練に関する特例許可の取消	法73	局長	端発 274号 (整備遊遊記の3) 平 6. 9. 30 基発 613号 端発 274号 (整備遊遊記の3) 法令で明確 →	法92-2	随時	○
12	就業規則変更命令	法92-2	署長			併明	○
13	事業附属寄宿舍の工事着手差し止め等命令	法96の2-2	局長及び署長			行手法13-2-①により適用除外	○
14	事業附属寄宿舍の使用停止等命令(使用者に対するもの)	法96の3-1	局長及び署長			行手法13-2-①により適用除外	○
15	事業附属寄宿舍の使用停止等命令(労働者に対するもの)	法96の3-2	局長及び署長			行手法13-2-①により適用除外	○

(労働基準法施行規則に基づくもの)

1	断続的な宿舎又は日直勤務許可の取消	則23	署長	平 6. 9. 30 基発 613号 端発 274号 (整備遊遊記の3)		随時	○
2	集団入坑の場合の時間計算特例許可の取消	則24	署長	平 6. 9. 30 基発 613号 端発 274号 (整備遊遊記の3)		随時	○
3	休憩自由利用除外許可の取消	則33-2	署長	平 6. 9. 30 基発 613号 端発 274号 (整備遊遊記の3)	則33-2	随時	○

(事業附属寄宿舍規程に基づくもの)

1	事業附属寄宿舍規程適用特例許可の取消	規程36	署長	平 6. 9. 30 基発 613号 端発 274号 (整備遊遊記の3)	規程36	随時	○
---	--------------------	------	----	--	------	----	---

(最低賃金法に基づくもの)

1	最低賃金適用除外許可の取消	法8	局長	平 6. 9. 30 基発 613号 端発 274号 (整備遊遊記の3)		随時	○
---	---------------	----	----	--	--	----	---

(資金の支払の確保等に関する法律に基づくもの)

1	貯蓄金の保全措置に係る命令	法4	署長	昭51. 6. 28 発基 32号	法3	併明	○
2	未払賃金の立替払における不正受給に係る返還等命令	法8-1	局長	法令で明確 →	法8-1	行手法13-2-④により適用除外	○
3	未払賃金の立替払における不正受給に係る連帯返還等命令	法8-2	局長	法令で明確 →	法8-2	行手法13-2-④により適用除外	○

(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法に基づくもの)

1	労働時間短縮実施計画の承認の取消	法9-2	局長	平 4. 9. 1 基発 494号	法8-3	随時	○
2	労働時間短縮実施計画の承認の取消	法12-2	局長	法令で明確 →	法12-2	随時	○

(家内労働法に基づくもの)

1	家内労働の委託、受託の禁止等	法18	局長及び署長	法令で明確 →	法17 家内則10~21 法32-3	行手法13-2-①により適用除外 併明	○
2	申告に基づく不利益な取扱いの是正命令	法32-3	局長、署長及び監督官	法令で明確 →			○

安全衛生関係

(労働安全衛生法に基づくもの)

1	安全管理者の増員命令	法11-2	署長	昭25. 5. 11 基発 737号		併明	○
2	安全管理者の解任命令	法11-2	署長	昭25. 5. 11 基発 737号		随時	○

3	衛生管理者の増員命令	法12-2	署長	昭25. 3. 15 基発 200号		併明	○
4	衛生管理者の解任命令	法12-2	署長	昭25. 3. 15 基発 200号		随時	○
5	元方安全衛生管理者の増員命令	法15の2-2	署長	昭25. 5. 11 基発 737号		併明	○
6	元方安全衛生管理者の解任命令	法15の2-2	署長	昭25. 5. 11 基発 737号		随時	○
7	危険有害機械等の改善命令	法43の2	局長	法令で明確 →	法43の2	併明	○
8	検査業者の登録取消	法54の5-1	局長	法令で明確 →	法54の5-1	行手法13-2-②により適用除外	○
9	検査業者の登録取消	法54の5-2	局長	法令で明確 →	法54の5-2	随時	○
10	検査業者の業務停止命令	法54の5-2	局長	法令で明確 →	法54の5-2	併明	○
11	免許の取消	法74-1	局長	法令で明確 →	法74-1	行手法13-2-②により適用除外	○
12	免許の取消	法74-2	局長	法令で明確 →	法74-2	随時	○
13	免許の効力の停止	法74-2	局長	法令で明確 →	法74-2	併明	○
14	指定講習機関の指定の取消	法77-2	局長	法令で明確 →	法77-2	行手法13-2-②により適用除外	○
15	指定講習機関の指定の取消	法77-2	局長	法令で明確 →	法77-2	随時	○
16	建築物等設置工事等の差止め、変更命令	法88-7	署長			行手法13-2-①により適用除外	○
17	作業停止、建築物等の使用停止命令等	法88-1	局長及び署長			行手法13-2-①により適用除外	○
18	作業停止、建築物等の使用停止命令等	法88-2	局長及び署長			行手法13-2-①により適用除外	○
19	作業停止、建築物等の使用停止命令等	法89-1	局長及び署長			行手法13-2-①により適用除外	○
20	作業停止、建築物等の使用停止命令等	法89-2	局長及び署長			行手法13-2-①により適用除外	○
21	労働災害防止業務従事者に対する労働災害再発防止講習受講の指示	法99の2-1	局長	法令で明確 →	法99の2-1	併明	○

(有機溶剤中毒予防規則に基づくもの)

1	有機溶剤の一部適用除外の認定の取消	則4-4	署長	法令で明確 →	則3-1	随時	○
2	有機溶剤等健康診断の特例許可の取消	則31-5	署長	法令で明確 →	則31-1	随時	○

(鉛中毒予防規則に基づくもの)

1	鉛業務の一部適用除外の認定の取消	則4-4	署長	法令で明確 →	則2	随時	○
---	------------------	------	----	---------	----	----	---

(特定化学物質等障害予防規則に基づくもの)

1	特化則の一部適用除外の認定の取消	則6-5	署長	昭58. 7. 18 基発 383号	則6-1	随時	○
---	------------------	------	----	--------------------	------	----	---

(粉じん障害防止規則に基づくもの)

1	粉じん作業非該当の認定の取消	則2-6	局長	昭54. 7. 26 基発 382号	則2-1-①	随時	○
2	粉じん則の一部適用除外の認定の取消	則9-5	署長	昭54. 7. 26 基発 382号	則9-1	随時	○

(作業環境測定法に基づくもの)

1	不正受検者の合格取消	法17 法20-2	指定試験機関	法令で明確 →	法17	随時	○
2	不正受検者の受検禁止	法17 法20-2	指定試験機関	法令で明確 →	法17	併明	○
3	指定講習機関の指定の取消	法32-2	局長	法令で明確 →	法32-2 安衛法53-1	行手法13-2-②により適用除外	○
4	指定講習機関の指定の取消	法32-2	局長	法令で明確 →	法32-2 安衛法53-2	随時	○
5	作業環境測定機関の登録の取消	法34-1	局長	法令で明確 →	法34-1 安衛法53-1	行手法13-2-②により適用除外	○
6	作業環境測定機関の登録の取消	法34-1	局長	法令で明確 →	法34-1、53-2	随時	○

7	取消 作業環境測定機関の業務の 停止命令等	法34-1	局長	法令で明確	→ 法34-1、53-2	弁明	○
8	作業環境測定機関の登録の 取消	法34-2	局長	法令で明確	→ 法12-1、34-2	行手法13-2-④に より適用除外	○
9	作業環境測定機関の登録の 取消	法34-2	局長	法令で明確	→ 法12-2	職関	○
10	作業環境測定機関の業務の 停止命令等	法34-2	局長	法令で明確	→ 法12-2	弁明	○
11	作業環境測定機関の業務規 程の変更命令	法34の2-2	局長	法令で明確	→ 法34の2-2	弁明	○
12	作業環境測定士に対する研 修受講の指示	法44-1	局長	法令で明確	→ 法44-1	弁明	○
13	事業者等に対する研修受講 の指示	法44-2	局長	法令で明確	→ 法44-1	弁明	○

(作業環境測定基準に基づくもの)

1	作業環境測定特別許可の取 消	基準2-7	署長	平 2. 7.17 基発 461号		職関	○
2	作業環境測定特別許可の取 消	基準10-5	署長	平 2. 7.17 基発 461号		職関	○
3	作業環境測定特別許可の取 消	基準13-5	署長	平 2. 7.17 基発 461号		職関	○

(じん肺法に基づくもの)

1	作業の転換の指示	法21-4	局長	昭53. 4.28 基発 250号		弁明	○
---	----------	-------	----	-------------------	--	----	---

労災関係

(労働者災害補償保険法に基づくもの)

番号	処分内容	根拠条文 (条・項・号)	処分権者	職関又は弁明の別 (適用除外の場合には行政手続法 上の根拠条文/条・項・号)	処分基準 (透達年月日、番号)	理由の提示
1	不正受給者からの費用徴収	法12の3-1	局長	行手法13-2-④により適用除外	昭40. 7.31 基発 906号等	○
2	専業主への遺族給付命令	法12の3-2	局長	行手法13-2-④により適用除外	昭40. 7.31 基発 906号等	○
3	障害(補償)年金の改定	法15の2 法22の3-3	署長	行手法13-2-④により適用除外	昭41. 1.31 基発 73号等	○
4	遺族(補償)年金の改定	法16の3-3 法22の4-3	署長	行手法13-2-④により適用除外	昭41. 1.31 基発 73号等	○
5	遺族(補償)年金の改定	法16の3-4 法22の4-3	署長	行手法13-2-④により適用除外	昭41. 1.31 基発 73号等	○
6	失権による不支給決定	法16の4-1 前段	署長	行手法13-2-④により適用除外	昭41. 1.31 基発 73号等	○
7	遺族(補償)年金の支給停止	法16の5-1 前段	署長	行手法13-2-④により適用除外	昭41. 1.31 基発 73号等	○
8	遺族(補償)年金の支給停止 に伴う年金の改定	法16の5-3 法22の4-3	署長	行手法13-2-④により適用除外	昭41. 1.31 基発 73号等	○
9	失権による不支給決定	法16の9-4 後段	署長	行手法13-2-④により適用除外	昭41. 1.31 基発 73号等	○
10	傷病(補償)年金の改定	法18の2 法22の6-2	署長	行手法13-2-④により適用除外	昭52. 3.30 基発 182号等	○
11	専業主からの保険給付費用 の徴収	法25-1	局長	行手法13-2-④により適用除外	昭47. 9.30 基発 643号等	○
12	費用徴収	法25-2	局長	行手法13-2-④により適用除外	昭48. 11.22 基発 644号等	○
13	中小専業主等の特別加入の 承認の取消	法28-3	局長	職関	昭40. 11. 1 基発1454号等	○
14	一人親方等の特別加入の承 認の取消	法29-4	局長	職関	昭40. 11. 1 基発1454号等	○
15	海外派遣者の特別加入の承 認の取消	法30-2	局長	職関	昭52. 3.30 基発 102号等	○
16	受診拒否等の場合の一時差 止め	法47の3	署長	行手法13-2-④により適用除外	昭40 .7.31 基発 906号等	○

人為ミスですまぬ安全対策

中華航空機墜落事故原因 追究に関する疑念

殺本道也

熊本労働安全衛生センター事務局長



昨年4月の中華航空機A300型機の事故については、残念ながら同事故調査団の調査の方向は、パイロットミス説が有力になってきているように思えます。

しかし、たとえパイロットミスという人為的なミスがあったとしても、それをカバーするハード面・ソフト面でのシステムが備えてあったなら墜落は回避することができたのではないと思われる点もあり、その点に関する追究が不足しているように感じられます。どういう点が不足しているのか、ここに「安全の問題」として提起させていただきたいと思えます。

システムに潜伏した危険性

マスコミ等の報道によりますと、中華航空A300型機の墜落事故は、自動着陸復航モードにセットされたコンピュータが、パイロットの機首下げ操作に反発して、水平尾翼・昇降舵を過度の機首上げ状態になるところまで作動させてしまい、その結果、機体が棒立ち状態になり失速し墜落したといわれています。

このことは、とりもなおさず、自動着陸復航モードにセットされているコンピュータは、操縦桿の動き、あるいは操縦桿に加えられた力の向きとは逆向

きに水平尾翼・昇降舵を動かすようにプログラミングされていることを物語っています。

なぜ、こんなプログラミングになっているのかと言えば、自動着陸復航モード時において、今回のように操縦桿とコンピュータを電気的につないだシステムにしておくのも、例えば、アメリカ方式(自動着陸復航モード時において、何らかの理由で、もし操縦桿が動かされた場合、操縦桿とコンピュータとの接続が切れる方式)への反省があったからだと思われる。

アメリカ方式の場合、仮に、パイロットが急死したりして操縦桿に持たれなかったり、自分で気づかないままに操縦桿を押ししたりした場合は、操縦桿とコンピュータの接続は絶たれますので、接続が絶たれたコンピュータは、その修正を行いませんから、操縦桿の動きどおりに水平尾翼・昇降舵は機首下げ方向に動き、安全高度を失う結果、墜落にいたったケースも過去にあり、その反省として、そのようなシステムが取り入れられたと言われています。

ですから、今回の事故のように、パイロットの機首下げの操作に対して、これを自動的に修正するため、コンピュータが操縦桿の動きとは逆の方向に水平尾翼・昇降舵の角度を修正して、着陸復航時の正常な上昇角度を保持するようなプログラムやシステムになっていたとしても、それなりの理由はある

と思われま。

ただし、今回の事故のように自動着陸復航モードの場合、修正のために操縦桿の動きとは逆方向に、水平尾翼・昇降舵をどのくらい動かすのか、そして、動かした結果、棒立ち状態になるのを防ぐためには、水平尾翼を動かす上下角を操縦桿に加えられる力や動きから検出するのではなく、機体の実際の上下角度と水平尾翼・昇降舵の角度から直に検出する必要があります。

この方法を採用しない限り、操縦桿とコンピュータをつないだままの自動着陸復航モード時のプログラムは、今回のように、もし操縦桿が押され続け、かつ、このモードを解除できない場合、機体を棒立ち状態にさせてしまう危険性(欠陥)がシステムの中に潜伏してしまうことになります。

つまり、自動着陸復航モード時に操縦桿が動かされ、かつ、このモードを解除できないというふたつの条件がそろう、かつ、手動によるタブ(昇降舵)の操作を行わなかった場合、100%の確率で墜落する危険性を潜伏させていることになります。

今回は、このモード時に実際に操縦桿が動かされ、かつ、このモードの解除もできなかったために、必然的にその危険性が発現したものと いえます。

対策はマニュアルの「注意書き」だけ

もちろん、機体メーカーは、A300型機の開発・設計・生産のどこかの時点で、この重大な危険性がシステムの中に潜伏していることに気づいていたのです。だからこそ、この危険性が現実のものとならないよう膨大な操縦マニュアルの中に、一片の「注意書き」として「自動着陸復航モード時には操縦桿を動かしてはならない」という注意事項を記載せざるを得なかったものと考えられます。

このことは、この潜伏している危険性によって事故が起こり得ることを、メーカーは充分に予測し知っていたことを示しています。この意味でも不可抗力の事故とは言えないのです。問題は、一片の注意書きで済ませてしまい、コンピュータプログラム上も、機体の操縦系統の設計上も、その改善を行わず、操縦マニュアルに対する人間(パイロット)の注意力に頼って解決しようとしたことにあります。つま

り、この潜伏している危険性をシステム面で取り除くことを回避し、これを安上がりで済ませられるマニュアルの注意事項として書き込むことで対応し、人間側つまりパイロットの注意力に転嫁してしまったと言えます。

それが、一片の注意書きとして「自動着陸復航モード時には、操縦桿を動かしてはならない」「動かすのなら、そのモード解除ボタンを押してから、操縦桿を動かせ」という、操縦マニュアルに記載されるにいたったとしか他に考えようがありません。着陸進入時の忙しいときにはミス誘発しやすいやり方です。

このようなシステムになっていたこと、そのシステム故に「自動着陸復航モード」を解除することのシステム上の重要性をパイロットが理解していなかったから起きた事故である、いわゆるパイロットミスというわけです。

言い換えれば、パイロットは、自動着陸復航モード状態においては、機の操縦については「すべてコンピュータにまかせよ」ということです。

そうしないと今回のように、そのモードで、もし操縦桿を動かし続けた場合、操縦桿の動きとは反対の方向に水平尾翼・昇降舵が作動して危険な状態に陥り回復不可能になるということです。マニュアルに禁じてある、絶対にしてはならない操作をやってしまったという致命的なパイロットミスと言われる由縁です。

こういうことから、このA300型機の安全システムは、マニュアルに禁じてある事項に対しては、パイロットが絶対に判断ミスをするのではない、もし判断ミスを起こしたら、もう助からないという作りに結果としてはなっています。

ミスは1回だけは許すが2回重なると乗客は助からない作りに元々からなっていたとしか言いようがありません。

揺らいだ設計の安全思想

では、いったいなぜこんな作りになっていたのでしょうか?

自動着陸復航モード時には、機の操縦はすべてコンピュータに任せるべきだという電子系の自己完

結型の思想でシステムを作っておきながら、なぜ、コンピュータにとっては、外からの(操縦桿からの)入力が伝達されるような矛盾したシステムになっていたのでしょうか。

つまり、このモード時に限っては、操縦桿の動きがコンピュータに伝達されないようなシステム設計が、なぜとられていなかったのか? 重大な疑念が残ります。

今回のように、コンピュータが、すべてを制御して自動着陸復航モードにある場合、このコンピュータにとっては「外乱」ともいえる人間側(パイロット)の操作する操縦桿の動きとコンピュータは完全に切り離されて自己完結型のシステムになっていなければならないはず。そうしておけば、いくら操縦桿を動かしたとしても機体が棒立ちになることはなかったのです。

つまり、人間の操作から切り離し、コンピュータに機体の姿勢を制御させるなら、そして機体メーカーが言うように、それがこの機の設計上の特徴的な安全思想だというのなら、自動着陸復航モード時に、なぜコンピュータは、人間の操作(操縦桿の動き)から入ってくる入力(外乱)から完全に遮断され防御されるような自己完結型の設計になっていなかったのか、そこには深い矛盾と疑問が残ります。

しかもなぜ、操縦桿の動きとは逆に、機体が棒立ちになるところまで水平尾翼・昇降舵を動かし続けるような設計になっていたのか?

ここには、とても単純な設計ミスとは思えないような要素が含まれているように思われます。ここに、機体のコストと安全性の相克に、設計の安全思想が迷い揺らいだ痕跡を見る思いがします。

このことが、この機の設計思想のあるべき概念(ソフト)と、実際に設計されたシステム(ハード)との矛盾を生じさせ、その谷間に中華航空は墜落していったとも思えるのです。

なぜなら、今回のように操縦桿の動きとコンピュータがつながっていたとしても、機体の実際の上下方向の角度の検出を水平尾翼・昇降舵の角度から読み取るように設計されていたならば、操縦桿の動きとは逆の動きを続け危険な棒立ち状態になるまでもっていくような操作システムにはならなかったからです。

ここには、コンピュータソフトのシステム設計概念と、機体操縦システム設計概念との両立し得ない矛盾が起きていると感ぜられるのです。

操縦桿とコンピュータの接続システム

ではなぜ、そのような自己矛盾的な設計になっていたのでしょうか?

一見、いくら矛盾していることでも、そこには、機体メーカー側にとって、それなりの理由や必然性というものがあるはず。です。

こういう視点から考えると、機体メーカー側にとっては、たとえ自動着陸復航モード時ではあっても、操縦桿とコンピュータを電機的につないでおかなければならない理由があったからだと考えるのが自然です。以下、その点について考察をしてみます。ここで、操縦桿とコンピュータが電気的(電気信号で)につながっているという意味は、次のような意味です。

機体には、姿勢を制御するための、主翼の左右にある旋回用の補助翼、水平尾翼と昇降舵、垂直尾翼に設けられている方向舵があります。

これらを操縦桿で動かす場合、今では小型機を除き、操縦桿の動きをワイヤーロープなどで機械的に伝達しているのではなく、操縦桿の動きをいったん電気信号に変えて、その信号を、あとで述べますモードスイッチを介してコンピュータに伝え、さらに、そこから補助翼、水平尾翼・昇降舵、方向舵を動かす電気モーターや電気油圧モーターに伝えて動かしています。一般にフライバイワイヤ方式と呼ばれています。つまり、操縦桿からは、常時、操縦桿の動きに応じた電気信号がコンピュータに送られ、機体姿勢の制御のための補助翼を動かすシステムになっています。これが通常飛行中のシステムです。

問題は、機体メーカーが、自動着陸復航時に備えて、それ専用の別システムを作らずに省略をして、この通常飛行中の信号システムを、極めて安易にモードスイッチひとつを設けることで「逆接続」にして、自動着陸復航モードにも兼用しようとしたことにあるのではないかとこの疑念に突き当たります。

つまり、モード切り替えのスイッチひとつで、ハ

一画面は通常飛行モードと自動着陸復航モードの両方に兼用できるという、一見したところ一石二鳥のうまい発想だといえます。当然、先の欠陥に気づいた後においても、操縦マニュアルに注意事項として書き込めば、設計のやり直しもしなくて済みますし、制作費も安くつきます。したがって、このモード切り替えスイッチひとつあれば、そして、このスイッチが正しく使われさえすれば、機体制作のコスト低減と自動着陸復航時の安全性は両立するはずのものであったのです。

だから、操縦桿とコンピュータを切り離すわけにはいかなかったのです。これを、マニュアルで解決しようとしたのです。これが失敗であったことは明らかです。しかし、それでも墜落は、まだ避ける方法があったと思われるのです。

機体姿勢の検出システム

そこで着目すべき点は、自動着陸復航モードに切り替えられた時点での水平尾翼・昇降舵の角度、および、その後、刻々変化する尾翼の角度の検出を、システム設計上でどこでどのようにして行うようになっていたかということです。

つまり、今回の事故は、「コンピュータの反発」と言われているように、刻々と変化する機体の姿勢制御の初期条件および過渡条件の判断基準を、機体の実際の姿勢ではなく、パイロットが操縦桿に加えた力や、操縦桿の動きを基準にして判断するようなシステムをとっていた可能性を否定しきれないからです。だから、自動着陸復航時においても操縦桿とコンピュータを切り離すわけにはいかなかったのではないかとこの疑念が払拭できないのです。

なるほど、通常飛行モード時には、操縦桿の動きと機体の姿勢は「正反応の状態」にありますから、操縦桿の動きや加えられた力を基準に、機体の姿勢を判断するようにしていても問題はないのかも知れません。

しかし、自動着陸復航モード時には、そのモードスイッチによって、操縦桿と水平尾翼・昇降舵は「逆反応状態」に変わりますから、そういう逆ハン状態になっていることを知らない、あるいはそのモードを解除できない場合は、操縦桿の情報がコンピ

ュータに伝わり続けます。

よって、操縦桿を元に戻すか、操縦桿から手を離さない限り、コンピュータはプログラムどおり、エンジンをフルパワーにし、水平尾翼・昇降舵を上げ舵いっぱいにとって機体の上昇角度をどこまでも上げ続け、ロケット並みの推力を持たない限り、ついには速度を失い、同時に翼も全ての機能を失い墜落することになります。しかし、それでも、コンピュータや電気回路の中に、このような危険性が潜伏していたとしても、もう一方の、機体側に次のような設計がしてあったなら墜落は防げたはずなのです。つまり、水平尾翼と機体との角度の検出を、必要な都度、実際の機体の上昇角度・降下角度との関係で行うように設計してあったら、機体が下向きの降下姿勢になってもいらない状態で、コンピュータが水平尾翼・昇降舵に上げ舵をとらせる余地はなくなり事故は防げたはずなのです。

しかし、ハード的には、機体の上昇角度にあるのか、逆に降下角度にあるのかの検出を操縦桿の動きから情報を得ていたために、モードスイッチで操縦桿の動きを逆転させて、機体を自動的に復航上昇姿勢に持って行く任務を与えられているコンピュータは、機体の実際の姿勢とは関係なく、下げ舵をとった操縦桿の動きを不適切な逆の操作であるときなし、それを修正する内蔵プログラムにしたがって、上げ舵を水平尾翼・昇降舵にとらせ続けた結果棒立ち状態にまでなったと思われるのです。よって、自動着陸復航モードに切り替えた瞬間と、その後の機体が、どういう姿勢にあるかの検出を操縦桿の動きではなく、実際の機体の姿勢から読み取り、その情報にしたがって水平尾翼・昇降舵を動かすような専用システムが設けてあったならば、今回の事故は起きなかったと思われるのです。

安上がり技術にみる共通性

しかし、実際には操縦席計器盤の面積効率を上げるためか、制作費を安く上げるため、操縦桿からの信号を両方に兼用しようとしたのです。コンピュータと操縦桿を接続したまま切り離す設計にできなかったのも、そのような理由からだと思われるのです。ここに、電気的な回路だけから情報を得ようと

する現代の安上がり技術の潮流を見る思いがするのです。

例えば、原子炉の緊急炉心冷却装置に大量の水を加圧して送り込む冷却水ポンプも、実際に、指示通りに動いているかどうかは直接的・機械的には検出されず、炉心の状態が、どうもおかしいという状態になって初めて、指示通りに動いていないということがわかるシステムになっていました。その間に致命的ともいえる時間を失っています。スリーマイル島の原子炉融解事故もこうして起こったのです。

ダグラスDC10型機の貨物室半ドアによる最初の墜落事故も、ドアを閉める電気信号通りにはドアが閉まっていたにもかかわらず離陸していったのです。つまり、電気的に指示を流し、それを機械的に検出し指示元に返してやり、指示どおりになっているかどうかをチェックするというシステム概念が欠けているのです。

実際に、機体の上下角と水平尾翼・昇降舵との相互関係が、どれほど危険な状態になっていたのかわかるすべも、また、そうならないためのシステムのサポートもないまま、パイロットは混乱の極地に達していたのです。マニュアルを読み直しシステムを把握し直す時間は、もう失われていたのです。

今回の中華航空のA300型機も、電気回路やコンピュータ回路から情報を得ることの利便性、そして、このような電気技術者が机上の設計として好んで用いる「モード概念」と、操縦装置をはじめとする機体設計というメカニカル概念の整合性が十分に吟味されていません。

しかも、それ故に生じた、このふたつの技術領域の相克やもたれあいというシステム上の欠陥を、これまた、安上がりに一片のマニュアルに書き込んで済ませてしまうという、航空機の安全を、いわば現場の人間の注意力に転嫁していたのです。その相克と矛盾の谷間に乗客の皆様の命が消えていったと思えるのです。

今回の事故調査は、こういう観点からの調査がなされているのか疑問です。

安全思想の再検討を

人間は必ずミスをするという思想的前提で作ら

れているはずの航空機が墜落したとき、その主たる原因がパイロットのミスであるとする、自己矛盾もはなはだしい主張をするような機体メーカーや事故調査団は、航空機制作や事故原因調査にかかわる資格などありません。

ここには、マンマシンのインターフェースにおける思想と技術論の不在という、安全性や信頼性というものに関する現代機械技術や技術者の思想の底の浅さが見えてるように感じられるのです。その点ではわれわれ素人も同罪です。

結論として、以上のように、仮に、パイロットが自動着陸復航のモードを解除しないまま、操縦桿を動かしたというミスも犯しても、機体側に、次のような設計あるいはシステムが設けてあったら墜落は回避することができたと思われるのです。

- ① 自動着陸復航時ではあっても、パイロットがミスを犯して操縦桿を動かす可能性が否定できない以上、仮に、そうしたとしても、その力や動きがコンピュータに伝わらないよう、操縦桿からコンピュータに送られる電気信号とコンピュータの機体制御プログラムモードを完全に切り離し、別の専用システムを装備する。
- ② 機体の上下方向の姿勢の検出を、操縦桿から電気的に読み取るのではなく、機体の軸線と水平尾翼の実際の角度から機械的に読み取るようにする。
- ③ 上記の①と②の概念のすり合わせを十分に行い、設計思想や概念の谷間や矛盾がないよう十分吟味する。

以上のうち、どれかひとつでも実現されていたなら、たとえパイロットが今回のようなミスを犯しても墜落は回避できたはずなのです。

安全設計とは、一般に、ふたつの系の相互関係において、片方の系の欠陥が、もう片方の系によってカバーされるようになっていなければ安全設計の意味がありません。今回の中華航空機は、A300型機の電子系統と機械系統の、このふたつの系の欠陥が、お互いにカバーしあうどころか逆に助長しあった負のフィードバックのループにはまり込み、その中に墜落していったと思えるのです。これらを「ミス」といっていいかどうか疑問です。



1995年7月3日

市民の監視活動で無謀で危険な解体工事に歯止め

今なお続く被災地のアスベスト飛散

中地重晴

環境監視研究所

震災から半年

忌まわしい阪神大震災から早や6か月が過ぎました。被災地にも落ち着きに戻ったかのような報道がされていますが、まだまだ問題は山積みしています。いま、被災地は復興に向け、倒壊した家屋や構造物の解体作業が進められています。解体作業は神戸市で5割、他地域で6割以上進んでいると報告されています。筆者の自宅の周辺は木造住宅の9割が倒壊しましたが、いまは解体作業が進み、ほとんどの家屋が取り壊され、更地になってしまいました。地震直後、2、3月は夜になると電灯もつかず、不気味な感じでしたが、現在では空き地ばかりでまったく違う光景になりました。区画整理地域に指定され、道路や公園を広げる計画が建てられ、はたしてもどおりの生活がおくれるのか不安に思っている人も多いようです。安全センター情報95年4月号で報告した被災地のアスベスト汚染の現状について続報を報告します。

ネットワークの結成

既報のように、被災直後、「緊急性」を優先する危険な解体工事が急ピッチに進められました。同時並行的に解体工事が行なわれたため、粉じんの飛散が問題になりました。長田区や中央区、神戸YWCA

などのボランティアグループがマスクのカンパを呼びかけ、全国から手作りのマスクが送られてきました。また、東京のアスベスト根絶ネットワークやタレントのマリ・クリスティーンさんが中心になって、阪神大震災マスク支援プロジェクトを呼びかけ、カンパで購入した防じんマスクを、被災地の小中学校の生徒に配布する活動を行なっています。

これらの動きの中で、解体作業に伴うアスベスト飛散の危険から自らを守りたいという住民の声もあがり、3月25日に「被災地のアスベスト対策を考えるネットワーク」(略称・被災地アスネット)をボランティアと住民で結成しました。

まず手はじめに4月8日、東大のアスベスト根絶ネットワークや神奈川労災職業病センターの西田さんの協力を得て、現地調査活動や吹き付け材の見分け方の講習会を開催しました。4月13日には神戸市に対し、きちんとしたアスベスト対策を講じるよう要望書を提出し、環境保全部の担当者と話し合いをもちました。また、5月27日には「見えない危険が飛んでいる！被災地のアスベスト対策を考えるシンポジウム」(30頁写真)を開催し、約200名の市民の参加を得、関心の高さを知りました。この前後、マスコミにも大きく取り上げられたため、電話による問い合わせがひっきりなしにかかってき、その対応にてんてこまいでした。被災地アスネットの代表電

話になった筆者の研究所には、1日20から30本の電話がかかってき、仕事にならない時もありました。

関心高いアスベスト電話相談

残念ながら、兵庫県や神戸市はアスベストに関しては全く市民に広報しませんので、アスベストに関する正確な情報が市民に伝えられていないと思います。それで、6月30日から7月2日までアスベスト電話相談を実施しました。3日間で94件の電話相談があり、人々の関心の高さが示されました。最も多かった問い合わせは、自分の住んでいるところの環境中のアスベスト濃度に関してでした。また、電話で相談のあった危険な解体現場については実地に観察し、2か所で吹き付けアスベストの存在を確認しました。そのうち1か所は、われわれの通報をもとに、神戸市が解体工事を中止させ、アスベストの除去工事を行なってから解体するような指導が行なわれました。また、後述しますが、芦屋ハイツ翠ヶ丘というマンションの解体工場の説明会について協力してくれるよう、複数の住民の方から問い合わせがありました。結局このマンションでは吹き付けアスベストは見つからなかったのですが、アスベスト含有建材の撤去を吹き付けアスベスト除去工事並みにきちんと行なわせることになりました。

8月18日には、神戸市と兵庫労働基準局にこの間のアスベスト対策について説明していただきました。神戸市との話し合いでは、冒頭、環境保全部長から吹き付けアスベスト発見に関して協力していただき、感謝されました。今までいろんな交渉をやりましたが、行政から感謝されたのは生まれて初めてです。その場で説明されたことは後述します。

兵庫労働基準局は、永井孝信議員が同席したこともあり、局長同席の上で労働衛生課長から説明を受けましたが、具体的な事例について監督署の指導内容がわからないので、もう一度書面で説明してもらうように要請しました。危険でずさんな工事を発見したら、一旦工事を中断させて除去工事をやろうよう指導すべきだと要請しましたが、労働安全衛生法の範囲内であれば何もできないという説明で、労働行政が今回のアスベスト汚染対策に不熱心なことが明らかになりました。要員を増やして、解体現場のパトロールをすべきだ。アスベストに詳しい人を

労災防止指導員に任命してほしいという問いには、永井議員も前例にとらわれず検討するよう要請していただいたのですが、現在までのところよい返事は返ってきていません。確かに解体現場の労災死が多発しており、アスベストに限らず、危険な解体作業には関し、指導する必要がある、労働行政に強く要望したいものです。

地震直後から危険性を指摘されたアスベストの飛散に関して、この間、市民運動として、ボランティアのネットワークを結成し、監視活動を行なったことが、行政に対する牽制となり、無謀で危険な解体工事に歯止めをかけることができたと思っています。

おさまらないアスベスト汚染

被災直後の2、3月は水道も復旧せず、防じんシートや散水もせずに、解体工事が進められているのが目につきました。時間が経つにつれて、若干改善されて、足場を組んで防じんシートをかけ、散水をするなどの対策がほとんどの解体現場で見かけられるようになりました。しかし、神戸市内だけでも同時に100か所近くの建物の解体工事が同時並行的に行なわれている現状の中では、粉じんの飛散を押さえることは容易ではありません。環境庁は2月から毎月被災地域17地点で、継続して環境中のアスベスト濃度を測定しています。2~6月までのデータを見る限り、幾何平均値では0.8~1.2本/ℓを示し、横ばい状態だといえます。4月以降の測定結果では、最高値が2本/ℓ程度に大幅に減少しましたが、状況は変わっていません。1993年度の環境モニタリングの全国平均と比較しても、7、8倍高い値を示しています。また、解体現場周辺での測定では、平均値が3.4~4.5本/ℓ、最高値は19.9本/ℓと大気汚染防止法で定められた排出基準を大幅に越えるところもあり、問題であることが明らかです。

私たちの監視活動で見つかったことですが、解体開始時はわからずに、工事がある程度進んでから、鉄骨に吹き付け材が露出する例がいくつもありません。ある有名中華料理店では、青石綿が露出し、被災地アスネットから市と労基署に通報、一旦工事を中止させ、アスベスト除去工事をやられた上で、解体工事をやられるようになりました。中には解体

途中で吹き付け材が露出しても契約が完了しているため、そのまま解体作業を続行し、アスベストを飛散させた現場もいくつかあります。また、注意を要するものに19.9本/μという最高濃度を測定した解体現場は、神戸市の担当者の説明によると吹き付けアスベストは確認されなかったそうです。ということは、吹き付けアスベストを見落として強引に解体したか、内装材や床材のアスベスト含有建材を重機で破壊、粉碎したため、アスベスト濃度が上昇したとしか考えられないところです。

市民の方からよく測定結果を比較して高くなったかどうかを聞かれますが、ほとんど状況は変化していないと説明しています。おそらく環境中のアスベスト濃度の上昇は解体作業が完了するまで、あと約1年は続くだろうと予想しています。今回の地震によるアスベストの環境濃度の上昇原因は吹き付けアスベストの飛散によるものだけでなく、アスベスト含有建材の飛散が相当量関与していると考えざるを得ないと思っています。

対応異なる兵庫県と神戸市

アスベスト飛散対策については、神戸市と兵庫県でかなり取り組みに差が出てきています。神戸市は、私たちが申し入れをしたり、被災直後から住民からの問い合わせが殺到し、アスベスト対策の取り組みについては精力的で、評価すべきだと考えています。担当の環境保全部指導課大気係は、5月末には「震災に伴う家屋解体・撤去工事におけるアスベスト粉じん対策に係る基本方針」を発表し、市民からの問い合わせの多かった神戸市内のアスベストの環境濃度を詳細に把握するために、面的測定と称して市内40か所の小学校で環境測定を実施しました。残念なことには9月初めでも結果がまとまらず発表されていません。市民の関心の高い調査なので、早急に調査結果を明らかにするべきだと考えます。

また、6月末から市内の解体を予定している建物をパトロールし、現在約370棟が残っており、その中で吹き付け材が発見されたものが47か所、そのうちアスベストが含有している可能性があるものが約30か所把握しているとのこと。かなり解体作



業が進み、更地になったところも多く、建物の裏側にも回り込めるようになったため、確認作業が容易になったようです。残された建物の多くは、東灘区のマンションと中央区の繁華街の雑居ビルで、どちらも区分所有者の意見の調整や権利関係が複雑で、解体の合意が得られず、取り残されている場合が多いようです。他の地域はこの秋までにはほとんどの解体が進むようですが、中央区の繁華街に関してはかなり長期化しそうな雲行きだそうです。アスベストの除去については、三者契約でビルの持ち主、施工業者、神戸市とで話し合うため、きちんとした対策をとらせるよう今後も指導していくとのこと。三宮の繁華街に関しては危険な解体作業がないか、今後は定期的にパトロールし、現場指導を強化するとの対応を説明してもらいました。

神戸市が把握しているところでは、アスベスト除去工事が完了または協議中のところが約40棟、それに解体予定の約30棟の合計約70棟だそうです。当初の見積りより約2倍になっていますが、このうちのいくつかは私たちや市民の人からの通報等で吹き付けアスベストの存在が明らかになったことによるものだと思います。ネットワークを作って監視活動を継続した成果だと考えています。

また、兵庫県の環境保健部環境局長名で、吹き付けアスベストの除去工事については外部の市民からも見えるところに掲示を出すように通知が出されました。被災地アスベストが要求していたことがとおり、一歩前進ということ。また、

それに対して兵庫県の対応はかなり鈍いものです。6月末に、担当の大気課に問い合わせたところ、吹き付けアスベストの存在を確認している建物は20数か所、そのうち3か所で除去工事が完了している。グレーが40数か所あるというものでした。震災から6か月も経っており、いまだにグレーといわれるような建物が存在すること自体が行政の怠慢だと考えます。さらに、兵庫県の担当者は芦屋ハイイツ翠ヶ丘の説明会に、解体業者の依頼で出席し、周辺住民からの強い希望で、解体業者とマンションの管理組合理事長がアスベスト含有建材の吹き付けアスベストに準ずる除去工事を約束したことに対し、そこまでやる必要性はないと決定に不満を表明し、出席者から非難されるという失態を演じています。県の担当者の後向きな対応は、今後厳しく糾して行かなければいけないと考えています。

アスベスト含有建材の撤去は今後の課題

被災地域の環境中のアスベスト濃度が長期にわたり、全国平均よりも高いレベルを維持している原因としては、吹き付けアスベストの飛散だけでは説明できないと考えています。

確かに吹き付けアスベストは飛散しやすいので、きちんとした養生シートで建物を囲った後に、建物内を負任にし、HEPAフィルターで集じんしながら作業を行なうということで、大がかりな工事になりますが、数年前に学校施設の除去が問題になった時点と比べ、専門業者も多くなり、きちんとした除去工事を体行なう体制は十分あると思います。今回の震災による解体工事でも、専門業者が行なえば、それなりに対策はとられていると考えられます。問題は吹き付け材が発見されたにも関わらず、除去工事を行なわずに解体された建物からの飛散と、アスベスト含有建材からの飛散ではないかと考えます。きちんとした除去工事が行なわれなかった建物の件数は不明でなんとも評価できないのが残念です。

アスベスト含有建材はスレート瓦や天井材、内装材に使用されています。重機で粉々にする今回の解体作業では粉じんとして飛散するのは当然のことです。防じんのために散水を指導しているといわれますが、実際の効果はわかりません。重機で粉碎された建材からのアスベスト飛散が、被災地のアスベ

スト汚染に相当寄与していると思います。そうでなければ県と市の発表している合わせて50棟程度のアスベスト除去工事のために、これほど環境中のアスベスト濃度が上昇するとは考えられません。

今回の電話相談で、このアスベスト含有建材の除去についてどうすればよいか問い合わせがありました。実際例を今後の参考に紹介します。芦屋ハイイツ翠ヶ丘は戸数約100戸の大きなマンションですが、今回の地震で被災し、解体されることになりました。解体作業による粉じん公害などに不安をもった住民の方が複数電話をかけてこられ、被災地アスベストのメンバーが工事内容の説明会に参加しました。あわせて、建物内を目視調査したところ、吹き付けアスベストについては確認されず、階段と管理人室の床にビーター、廊下一部の天井にスレート板、トランクルームの間仕切りにスレート板が使用されていたので、試料を採取しました。X線回折で定性分析を実施したところ、クリソタイトの含有が確認されました。再度説明会を開催して、アスベスト含有建材は吹き付けアスベストに準じて養生シートをしたうえで負任集じんしながら、手ばらしで撤去することを業者に約束させました。

この解体は地元自治会との協議が整わず、開始が遅れていますが、アスベスト含有建材の手ばらし除去は先行して行なわれたようです。業者の誠意を感じたと住民の方から報告がありました。

今後の対策として、アスベストの環境中への飛散を抑えるためには、アスベスト含有建材の撤去のためにも、きちんとした対策を講じるようにすべきだと考えます。この点については国や行政に強く要請していきたいと考えています。

また、今回の地震の教訓として、災害時、壊れたときに有害物や危険を発生するものは使用しない、普段から削減に努力することが大切だと知りました。復興に際して、アスベスト建材の使用禁止、ノンアス建材の使用奨励を行なうことが重要です。また、次の大地震に備えて、民間施設の吹き付けアスベストについては、国や行政が費用を援助して、除去工事を体行なうことを奨励する対策を講じる必要があると考えます。被災地アスベストとして今後全国にこの教訓を発信していきたいと考えています。

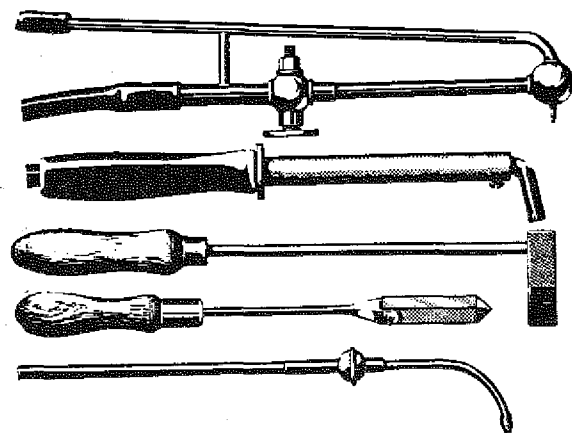


連載26

監督官労災日記

井上 浩

全国安全センター副理事長



春日部署の続き

前回の最後の方に「科学」からの抜き書きを書いたが、雑誌を購読していたのではない。購読していた頃もあったが、全部の論文を読むわけでもないし、お金もないので、そこは職権を利用し、会社の研究所などに行ってコピーをもらっていた。川越時代には東燃の平林さんにもらい、春日部ではどこだったか記憶していない。現在では自治労安全対策室の原さんにもらっている。いま残っているコピーには次のようなものがある。なお、原稿書きに必要な古い法令のコピーは大蔵省主計局法規課の中村さんにもらった。当時はコピー用紙は貴重品であったが、

主計局では分厚い本でも鮮明にコピーする機械を自由に使用していて驚いたものである。

1966年11月 生命は分子進化の所産か? I
 1967年 2月 時間、空間および量子論 III
 1967年 4月 人類進化とその問題点
 1967年 7月 素粒子の相互作用の対称性
 前々回の1969年6月6日の項に、労務士会を発足させたことを書いた。ところが最近偶然にも労務士側の手記が手に入ったので掲げておく。今年になって春日部社労士会で30年記念誌?か何かを発行し、そこに当時の会創立に参加した小山直樹社労士が手記を寄せたのである。「昭和40年代に入り、原口又三郎氏(大宮)をはじめ2、3人の会員の方が役所に入入りするようになり、県下でもいち早く支部らしき体制をと

りました。当時、春日部労働基準監督署の井上監督官が、私共に非常に好意的に指導くださいましたことは、忘れることができません。しかし賃金構造基本統計調査等の協力もさせられました。」

小山さんの弟さんも社労士で大成功されている。両社労士とも元労基署長を事務員として使用するほどである。1969年の日記に次のような記事がある。

2月23日(日)薄曇

午前中から小山兄弟来宅。弟独立開業のあいさつのため。月桂冠(酒)を出す。

この頃の日々

1970年4月3日(金)曇雨

2日間休んで出勤すると、新任の浜田監督官が来ている。早大を出たばかりの22歳の美青年である。会田監督官の隣りの机に座り仕事の説明を受けている。局係長へ栄転の内野係長が辞令を持ってあいさつに来る。古いしきたりだ。私は辞令を持ってあいさつしたことは一度もない。昼前から会議室で全員で労災書類の封筒入れをする。第2課長の新井監督官が「単純作業にしては原価が高くつくな」と。会田監督官が封筒を詰めながら話しかける。「残業を前提にして勤務時間を決めてよいでしょうか」「一体どうしたのですか」「P工業が就業規則を12時間=交替制で出してきたのです。私はだめだと言ったのです」「それで」「常務が労働省の行政解釈を持って来て、いいはずだということです」「36協定はどうなっているのですか」「それが出てないのです」「どちらにしても、残業を前提としない通常の勤務時間についてまず決める必要があるでしょうね。年少労働者のこともありますからね。」

このことで昨日係長とずいぶん激論したという。お互いの性格から考えてさもありなし。

夕方新任転任の歓送迎も含めて署長室で簡単な宴。新任の労災係金子事務官(現労働省補償課労災医療専門官)は落語をやり、浜田監督官は私は飲むと眠くなりますと言って横になる。会田監督官が宿直室から毛布を持って来てかけてやる。会田監督官は浜田監督官の早稲田の先輩である。(浜田監督官はなかなかの秀才であった。この後労働省監督課に転出され行田署で再会する。)

1970年4月16日(木)晴

今日から労災保険相談員が1名配属になる。20年も前に監督署長をやり、つい最近までは労働本省某課の補佐をしていた人である。それをめぐって昼の休憩時間に組合の職場会議。いつものように会田監督官の元気のいい声。「国は行政整理などといっておきながら、一方ではこうして定員外の相談員制度を創設して事実上の増員をやっている。しかも現実には相談員に発令されるのは中央に関係のある準高級官僚か、せいぜい地方の署長である。なぜ退職金も年金も少ない下級公務員を任命しないのか。上級公務員が署に来て労災保険の相談業務などできるはずがない。まことにふてぶてしい態度だ。」この会田監督官のはげしい言葉が終らないうちに、隣りの署長室から真っ赤に昂奮した署長が出てきた。署長は会田監督官の前まで来ると、怒りに燃えた目でにらみつけながら、昂奮した声で叫んだ。「ふてぶてしいとは何だ! 君はまだ相談員の吉田さんを見たこともないくせに」突然踊り出た署長に皆あつけにとられてぼかんとして見つめる。会田監督官も真っ赤になって怒る。「僕がふてぶてしいと言ったのは、吉田さんのことじゃないですよ。相談員制度のような変なも

のを勝手に作って古手の役人を任命する労働省のことをいったのです。「いや、おれはそんなふうにはとれない。」署長は、なおも昂奮にふるえている。「いや、そんな意味ですよ。特殊法人や公社公団の問題と同じで、国民を馬鹿にしています。大体署長は何ですか。休憩時間中に職場大会をやっているのに感情的に干渉して」会田監督官もすっかり昂奮してきた。「何いってるか。職場大会でなく会田君の大会じゃないか。誰も発言していないじゃないか」やがて始業となり会議は終る。

問題の相談員制度は最近設けられたもので発令は元署長が多い。机もりっぱなものである。月16日出勤。事業場は激増しても定員は逆に減少しているの、必要悪？として登場したのである。(吉田さんは良い人だったので、後に個人的にも仲良くなったが急逝された。行政整理は、1949年3月4日第3次吉田内閣時代に行政整理本部が設置されてから本格的となり、最初一般的には30%削減であったが、税務署55,912人、食糧事務所34,463人、作物報告事務所19,626人、職業安定所10,830人のみは20%削減、監督官は18%、警察とか保安職員、刑務職員、学校職員、試験研究機関、現業部門は0~20%の間の削減であった。しかし、経済成長に伴う業務量の増加により、いつの間にか各省それぞれが工夫して、正規職員でない職員を増加させてきたのであった。)

4月24日(金)晴

朝から事故現場へ直行する。まずM建設の現場事務所へ。2年間の長い工期のため、現場事務所も広くて堂々としている。所長や安全管理者、それに支店の安全課長等から発生状況について説明を聞き現場へ。現場には横の鉄板が凹んで赤黒い血の付着した発電機がある。地面にもべったりと黒い血が流れ、その手前に花束がひとつ置かれ

ている。死亡したのは35歳の元請の労働者である。事故は、工事用の鉄橋をかける工事が終了したので、それに使用した発電機をクレーンで吊り上げてトラックへ積み込もうとして発生したという。家族は奥さんと小学生の男児1人。会社からは労災上積みとして1,000日分の見舞金が出るという。下請の場合には一律100万円とのこと。遠くの川岸を見ると桜並木が続き、風が吹いて来ると雪のように散るのが見える。私は晩春の河辺に立った現場技術者の1人に声をかけた。

「皆さんはひとつの工事が終わると次の工事へすぐ行かれるので、自宅に帰ることは少ないでしょう。」

「そうです。自分の家で寝るのは合計して1年のうち1月か2月でしょう。」

「それじゃ奥さんや子供さんも大へんですね。」

「はあ。家内は大へんですわ。子供も小さいうちにはおやじの顔を知らず、たまに帰って抱いてやっても泣きますわ。」

私は高速道路建設現場に立って、春の大気を胸いっぱい吸い込むと歩きだした。(この現場はJR東北本線蓮田駅近くで車窓からよく見える。私はその後通る度にあの日のことを思い出して、あの黒い血の流れていた場所を見つめている。)

8月11日(火)曇

八汐商工会へ行き賞金調査謝礼5,000円を渡す。(この時、従来は領収書だけを書き、現金は役所へ渡していたと返されたが、無理に受けとってもらった。)夕刻松岡教授宅へ行き学会誌論文原稿を受け取る。また一部訂正。(この頃、何の原稿だったか資本論の一部を引用したら、その部分が鉛筆で消されていたことがあった。私に対する教授の心配りであったのかもしれない。)

9月9日(水)曇後薄曇

午前は草加市の清水精工所、午後は同じくミド

リ安全工業の定期監督。月刊労働問題10月号を見ると“ある労働基準監督官の日記”が掲載されている。(これは原稿料2万円を受け取っている。)

10月28日(水)時々雨

午後局で新任監督官研修教官辞令を受く。午後には埼玉銀行本店会議室で司法警察実務研修。(春日部署へ新任監督官配属のための教官辞令である。)

11月14日(土)曇雨

午前6時50分金沢着。石川労働会館で講演。(翌日は富山県民会館で講演。その翌日午前6時5分大宮着。一旦帰宅して出勤。日記には1晩眠らずも身体快調とある。役所とは別の活動であった。)

11月20日(金)雨曇

朝早く組合の集会のため出勤。宿直拒否をめぐって激論。皆弱い。午後局で基準協会原稿を書く。

11月25日(水)晴曇

三島由紀夫自決。正午のニュースで署員驚く。

12月17日(木)曇

有斐閣より電話。ジュリストに書いてくれと。午後岩槻の“ぼてい家”で署長とタクシー業者の会合へ出る。(忘年会兼でもあったのだろうか)

1971年1月9日(土)晴

労務士協会7人が小策を弄し、箱根へ招待する。断って署長とK庶務係長の2名に行かせる。(小策が何だったか記憶にない。)

2月3日(水)晴

監督関係の監査を受ける。午前中は大野監督課長(都内某署で退職)も来署。鈴木監察官と会田監督官大いに口論。大野氏余りに強圧的。(6月23日の朝日新聞にプロジェクト猪代表として高橋公さんの顔写真が大きく出ていたが、会田監督官も同じ頃に活動していた激情家であった。今年4月の異動で川越署長になられたが、現在では大成されて自宅に窯を設け市内で個展を開かれたりし

ている。いつか会った折りに私に対して、いつまでも労働行政に関係したことをやっていて寂しいですねといわれた。高橋公さんとは1982年7月12・13の両日行を共にし、会津田島で公務災害の調査をした後、民宿“星乃井”に1泊し、組合幹部2名も入りワインを傾けたことがある。何度か激動の時代の話を伺った。)

2月12日(金)曇

休んで東京都関係の児童福祉施設長訓練の講師。伊豆今井浜の東急ホテル。文字どおり紳士淑女の集まり。熱心で感じよし。

3月11日(木)晴

風邪が抜けれないが、朝早く川崎の日本鋼管へ。労組の安全講演。横内氏(佐賀基準局長)より電話あり。退官すると。(前出の私が監督係長のときの監督課長)

3月26日(金)曇

地方労災補償監察官への発令内示あり。方面主任監督官でなくてよかった。事業場監督の仕事からようやく解放されてほっとする。ただし、労災補償課長の感じは良くないが。

(この頃勤労意欲のなくなることもしばしばで、ある日会田監督官と出張したとき、退職して文筆や講演でもやっていきたいと思ったりしているといったら、現職にあればこそ依頼もあるので、退職したらだめではないですかという手きびしい言葉が返って来た。私自身は、陶淵明のいう『誤りて塵網の中に落ち、一去30年(当時の私は19年であったが)』という感じであった。この3度にわたって勤務した春日部署はこれで最後になった。最低時には2課制で定員わずか9名であったのが、現在は方面制で前述した相談員も含めると職員は31名に達するということである。)



車いす生活者の戦後50年史 九州●全脊連九州が証言集を作成

全国脊髄損傷者連合会九州ブロック連絡協議会が、『車いす生活者の戦後50年史 われら市民めざせ21世紀』をまとめた(B5版158頁1,800円)。

10年をひと区切りに、それぞれの年代ごとに受傷した会員が、受傷原因、受傷時の状況、初期治療、医療環境、入院時における事象、障害をもって自分自身が思いめぐらしたこと、退院時における問題・社会参加の問題、10～20年後の未来について等々を書いた手記を寄せている。時代背景がわかるように、貴重な記録写真とともに、各年代ごとに、主な社会的出来事及び障害者運動・脊髄損傷者の状況等の年表と解説がまとめられ、全脊連本部副会長新田輝一氏の「連合会の結成から現在までの活動経過及び今後の取り組みについての提言」及び今年4月に亡くなられた多賀谷真穂元衆議院副議長、井上浩全安全センター副議長、全脊連妻屋明事務局長の発刊に寄せた文章を収録。

九州各県と沖縄の50名の方の手記が載せられているが、ほとんどの人が自分の事故について初めて書いたもの。戦後すぐから50年代頃までは炭鉱事故が目立って多く、高度経済成長期には建設労働者、その後は交通事故による受傷者も増えている。受傷の原因

が日本経済の戦後史をそのまま反映しているといつてよい。

手記を寄せた中で受傷時期が最も古い福岡県の佐藤久一さん(76歳)は、故郷四国に復員した後、嘉穂町の炭鉱に就職し、1947年7月に落盤事故で受傷した(当時26歳)。3年間の入院後「自宅で2年間過ごしましたが、家を改造したわけではないし、車いすがあるわけでもないし、褥瘡はひどくなる一方で妻の介護にも限界との判断で、昭和27年に厚生年金病院に入院(車いすに乗ったのはここが初めて)。…受傷以来48年間を振り返ってみると入院、退院、転院の連続でした。」

「私が受傷したときには労災法はなく、その半年後に労災法が施行されましたので、事故当時より3年間は社会保険で入院。…あと半年後に受傷していたらと思うと、…労災でないために病院代の苦勞をいやというほど味わってきました。」「今の私には、将来のことはどうなるか想像もつきません。ただ願いたいのは私のような労災法成立以前に受傷した人、または私傷の人に特別な援護法ができることです。私のように長く入院生活が続くと、労災とそうでない人との差は、月とスッポンです。この差が少しでも縮小されるような法が、1日でも早く成立

するのが、私の切なる望みです。」

全国脊髄損傷者連合会の前身「全国脊髄損傷患者療友会」は、国立箱根療養所と九州労災病院の脊損患者が中心となった呼びかけによって、「医療費の無料化」「所得保障の確立」「労災法による終身年金制度の獲得」を3大目標に1959年10月に設立されている。

「脊損者の発生は、九州では戦後炭鉱労働者に始まり、建築・製造業、そして交通事故、スポーツ等に推移している。現在では頸損者が多く、受傷年齢も若年化し、また、無年金者も増加している。所得保障の問題はもとより、地域生活を保障する社会システムは未だ用意されていない。長期療養(病院)も(医療法改正に伴い)難しくなっているのが現実である。昭和50年代から当連合会も1県1支部体制が急速に進められ、地域を拠点とする支部活動が進められ、団体としての評価も受けているところである。…組織が大きくなり、活動範囲も拡大されると財政の確立が不可欠である。35年の歴史がありながらも、本会は未だ役員の手弁当によって活動が行われている。それに、脊髄損傷者の人口は増加に比べ、会員数はそれほど拡大されていない、という現実を前提に、これからの本会の運動の基本的な考え方及び方向性・ビジョン、を整理することが、現在の緊急な課題と考える。」(織田晋平九州ブロック代表)

9月21-23日、福岡市で全国脊髄損傷者連合会の第22回全国総会が、「連合会の将来展望」をメインテーマに開催される。



労組専従の過労死を逆転認定 大分●審査請求では認定基準改正後初めて

労働組合専従の被災者が、団体交渉中に脳出血を発症・死亡した事件について、大分労災保険審査官は今年3月末に、大分労働基準監督署長のなした遺族補償年金・葬祭料の不支給決定を取り消し、業務上の災害と認定した。

労働組合の専従オルグだったAさん(死亡当時56歳)は、1988年4月20日、午前中組合事務所で業務を行い、午後、2つの会議をこなした後、B社での団体交渉に参加中に、椅子に座ったまま横に寄りかかる状態で倒れ、救急車で運ばれて治療を受けたが、約9時間後に脳出血により死亡した。

遺族が、Aさんの死亡は業務上の災害であるとして、大分労働基準監督署に労災申請したが、大分労基署は、1990年7月に業務外とした。その理由は、①Aさんは20年以上経験のあるベテラン活動家であり発症直前の用務が特に過重となったとは考えられない、②1979年9月に脳出血で倒れた基礎疾患があるが倒れる直前の組合用務がこれを増悪させるほどの要因があったとは認められない、③倒れた当日の団交の状態は穏やかで興奮するようなことはなかった、④当日の会議等で関係者と議論し興奮していたというが、ベテランで関係者よりも先輩格であり興奮するに至るとは考

え難い、⑤組合員の問題でトラブルがあったというのが1か月前に解決している、⑥帰宅がほとんど毎日夜の10時、11時になっていたというが午後5時以後帰宅までの間の用務は不明な部分が多い、等というものであった。

医証関係では、主治医は、「業務による疲労が今回脳出血の発症の一因となったと推定される」との意見。大分労基署が意見を求めた局医は、「血管の脆弱性という素因が出血の原因の主たるものと思われる」としながら、「局医による合同協議を希望」した。大分労基局労災医員協議会では、「素因があったために発病したものである」と認めるにたる所見はないものとする」との意見であったという。

審査官の段階では、まず、大分労基署の業務外理由で述べたこと以外に、一度倒産したC社の再建闘争を指導する中で様々な問題が未解決のまま3日後に組合大会開催が予定されていたこと、及び、⑤の組合員の問題のトラブルで死亡翌日が労働委員会の第1回証人尋問日であったこと、が新たに判明したと事実認定。

新たに知り得た事実の資料により、産業医科大学のD医師に鑑定を求めたところ、同医師は「被災者の死因は高血圧性脳出血の

再発であり、今回の出血発作に至る直前の1週間及び1か月の業務は量的に疲労をもたらすに十分な程度のものであり、また、質的には直前1週間の業務内容及び業務に関連した事件の証人調べを翌日に控えた心理的負担は精神的負担として充分の強度を有したと推測される。加えて、被災者は脳出血の再発の危険度の高い人であったことを考慮すると、業務の加重負担が被災者の有していた脳血管の基礎病態を悪化させ、今回の出血発症に至らしめたものと考えざるを得ない」との意見であった。

審査官が、次のような判断を行っていることが特徴的である。

① 業務の質的面からみるに、オルグ専従者として、中小企業労組を指導する業務は、労組問題解決の困難性、解決点の見いだし難い交渉、労組の交渉や組合活動における対立点からくる精神的興奮や緊張、前回発症後の身体的不自由及び言語障害のハンディキャップ等での就労実態、いわゆる一般労働組合の専従者とは異なる業務は、被災者において、精神的負担及び肉体的負担の伴う業務であったと考察される。

② 業務の量的面からみるに、毎日夜遅く帰宅し、休日もほとんどとれない状態で、一般労働者の業務とは異なる被災者の業務の性質上指導等は通常時間外に行われていた実態。さらに、担当分野は各々が責任をもって指導、解決するという実態、他に補助者のない組織上の問題もある就労実態から、業務

量の面から明らかに過重負荷があったと認められる。

③ その他証人調べを翌日に控えた精神的負担や、労組オルグとして同様の業務を行う者と比べても多くの単組を抱えるなど相当過重であった。

④ 以上を、認定基準に基づき総合的に判断するに、過去に脳出血の既往歴があり直前まで医師の管理下で職場復帰してい

た就労実態、業務の種々の要因による精神的、肉体的負荷等が基礎疾患を自然経過を超えて急激に著しく増悪させ発症に至ったと医学的に認められていることから、当該被災者の発症に業務が相対的に有力な原因であったと判断される。

脳・心臓疾患認定基準の改正後、審査官段階では初の業務上認定と思われる。



地震防災対策案を作成

兵庫●阪神大震災の教訓を全社に

阪神・淡路大震災後、富士レジンでは、安全委員会をいち早く地震防災対策案を検討しました。各地の支店等が大震災に遭っても被害を最小限に止めることを主眼においた案です。各職場で参考にしてください。

I 日常の防災対策

就業時間中に「震度7」の地震が発生した場合を想定して対策をたてる。

①建物の防災対策

「震度7」に耐えうるかどうか、診断しておく。耐震強度に不安があるときは、「筋交い」による補強等をしておく。老朽建築物は、解体・撤去あるいは改築する。

②機械装置類の防災対策

転倒や滑り等を防止するため、アンカーを打って置く。

③危険物の防災対策

法定の技術的基準に準じて、防災対策をして置く。ペール缶、石

油缶等に入っている危険物の転倒防止対策をして置く。

a. 極端な積み重ねをしない。
b. 積み重ねをした物は、「棚をする」「囲いをする」「なわがけをする」等、荷崩れ防止対策をして置く。特に第1石油類等、危険性の高いものには特別に留意する。

c. 少量危険物倉庫に保管している危険物で、開封後の物は棚からの落下や容器の転倒などによる危険物の漏れ出しを防止するよう「危険物倉庫の床上に直接置いておく」とか「棚の最下部に置く」「開封部を再度密閉する」等の防災対策をする。

④倉庫等に置ける荷崩れ防止対策や荷の落下防止対策

a. 棚等は転倒防止のため、止め金等で固定しておく。

b. 高所に置いてある物には、「棚をする」「囲いをする」「なわが

けをする」等、荷崩れや落下を防止する対策をして置く。

c. 重い物(比重の大きいもの)や大きいものは1階に置くようにし、2階には比較的軽い物(比重の小さいもの)や小さいものを置く。また物品を棚に置く場合も、できるだけ重い物を下部に収納する。

⑤作業場所における防災対策

a. はしごやパイプ等の長尺物を立てかけない。やむをえず立てかけるときはなわがけをする等、転倒防止対策をして置く。
b. 物体の落下による危険を防止するため、高所に物を積んだり、ひっかけたりするときは、「棚をする」「囲いをする」「なわがけをする」等、落下防止対策をして置く。

⑥事務所における防災対策

a. ロッカー、棚等はできるだけ窓際に設置し、可能な限り金具などで固定しておく。

b. 戸棚の扉は、観音開きのものを避けること。観音開きの扉には、「掛け金」や「かんぬき」をかけて、振動による内容物の飛び出しを防止する。

c. ロッカーや棚におく物品は、可能な限り重いものを下部に置くようにする。

d. ロッカーや棚が転倒した場合にも、執務中の物に危害が及ばないよう、可能な限り配置に留意する。

e. 什器類は、できるだけ重ね置きを避ける。特に1m以上の高さの所に重ね置きすることを避ける。

⑦救急体制と救急用品(省略)

⑧備蓄食料等

当該事業所に所属する従業員が2日間くらい凌ぎうるだけの食料と水及び燃料とコンロを用意する。

⑨情報機器の常備(省略)

⑩訓練

緊急時を想定した避難誘導訓練をして置く。(以下略)

⑪共同入居者との連絡・協議

東京支店、名古屋、広島、福岡の各営業所においては、ビル管理者等に申し入れて、緊急時の対策を協議するための連絡・協議組織をつくる。

⑫その他の参考事項

東京工場と富士工場に、容積20m³程度の防火水槽を設置する。

II 地震発生時の防災対策

就業時間中に「震度7」の大地震が発生した場合を想定して、人的・物的被害を最小限に食い止めるための緊急避難対策

①組織

a. 地震が発生した地区の工場、支店、営業所に、地震対策本部を置く。

b. 大地震が発生した地区の工場長、支店長、営業所長は、地震対策本部長として、緊急時にすべての職務を行う。

c. 地震対策本部長は、必要に応じて地震対策本部員を選び、必要な職務を命ずることができる。

②従業員の義務(省略)

③行動基準

a. グラツときたら

- 1 手元の火を消す。湯沸器、コンロ、ストーブ、タバコの火を消す。
- 2 倒壊しそうな什器から離れる。
- 3 ヘルメットを着用し、頑丈

な什器(机等)の下に退避する。「火を消せ」「落ち着け」「机の下に入れ」などを大声で連呼する。

b. 揺れがおさまったら

- 1 火の元の点検。
- 2 ガス元栓を閉める。電気器具のプラグを抜く。「完全に火を消したか、もう一度よく見ろ」大声で連呼する。

④火災が発生したら

初期消火をする。「火事だ!」大声で連呼し、加勢を呼ぶ。勇気を出して火を消す。

⑥初期消火に失敗したときは避難行動に入る。自衛消防隊員や上席の者は、安全な避難経路を

指示し、女性や高齢者を優先させて避難誘導をする。

⑦一応の避難が完了したら
a. 人員を点呼し、残留者の有無を確認する。

b. 地震対策本部長の判断により、必要に応じて、より安全な場所(公的避難所など)に移動する。(以下略)

⑧事態が一応落ち着いたら
必要最小限の保安要員を除いて、女性→高齢者→世帯主→単身者の順に帰宅させ、自家の保安や家族の安全を確保させる。



全国一般富士レジン工業(尼崎労働者安全衛生センターニュース第22号(4.30))から転載

トラック運転手の腰痛2例

東京●災害性認めようとしない労基署

Yさん(45歳・男性)は、1992年11月、2トントラックの運転手として品川区のT社に就労した。運転業務だけでなく、荷の積卸しも行う。それもひとりで手積み、手降ろしという労働内容だった。扱う荷は、鉄材、酒類、食品、CD等さまざま。納品のため倉庫まで運ぶことも業務に含まれていた。

就労後2ヵ月目位から腕、腰、足に痛みを感じるようになる。会社は休ませてくれず、売薬の痛み止めや湿布を使っていた。

1993年3月、ぎっくり腰で1週間休む。調子はよくなかったが、ゆっくり医者にかかる時間もなく就労を続けた。しかし、腕、腰の

痛みがひどくなり11月、亀戸ひまわり診療所を受診、休業に入る。

相談を受けた東京東部労災職業病センターでは、労災申請のため、業務内容の聞き取りをはじめ。同時に、全国一般なんぶに加入し、会社との交渉が行われた。

Yさんの症状について、主治医の診断は「腰痛症、座骨神経痛、頸肩腕障害」だった。

仕事が原因と訴えるYさんに、社長は「わからない」と答えるだけ。事業主証明も行わなかった。

1993年12月、労災申請を行い、翌年1月には作業内容をまとめた意見書を品川労基署に提出した。

組合との交渉では、会社の安全

責任が追及された。社長は、ラジオ体操をさせていたとか、腰痛予防の資料を置いていたなど、嘘と反論にならない弁明に終始した。結局、ピラマキを含めた組合の行動に、会社は見舞いの意をあらわし、会社との交渉は解決となる。

品川労基署では、労災申請を受理した後、会社からの聴取を準備していたが、年度変わり、担当者が転勤で変わったこともあったが、今年になってから労基署は、Yさんが休業に入る半年前(1993年3月)に腰痛で治療をしたことを取り上げ、当時の調査を行った。そして、Yさんに3月に受診する前に、業務で腰を痛めたことがなかったか問い合わせた。その次は、休業する11月の直前の作業をYさんに確かめた。これら一連の労基署の調査は、局医の方針に基づいて行われた。

今年5月31日、品川労基署は、Yさんの1994年4月末までの休業補償請求に支給決定を行った。請求から1年半経過しての業務上認定だった。支給決定理由を、労基署は次のように説明した。

- ① Yさんは1993年3月、災害性腰痛を発症した。同年11月から休業は、3月の負傷の再発によるものである。
- ② 傷病名については、腰痛症のみ認める。座骨神経痛、頸肩腕障害は認めない。
- ③ よって同年11月から翌年4月末までの請求に限り支給する。頸肩腕障害を含め、長期化が予想される請求を打ち切るためにか、このような理由を付けてきたのである。Yさんは未請求の1994年5月から7月末までの3か月分の

休業補償を追加して請求した。

もう1例は、墨田区の運送会社で、4トントラックの運転手が仕事中に腰を痛め、労災認定された事例である。墨田区の曙運輸で働くS(47歳・男性)さんは、通常4トントラックの運転を努め、京浜地域を担当エリアとしてコンピュータ用紙やOA機器の配送の仕事をしている。紙の入ったケースの重量は約15～20kg、それを毎日50～60ケースをトラックに載せて配達して回るのである。

Sさんは、昨年6月に腰の痛みを感じて近くの病院に受診し、椎間板ヘルニアと診断された。そのときは、薬を飲みながら2～3週間ほど牽引治療に通院して症状が治まった。それ以来、今年4月に入るまでとくに腰に異常を感じることなく過ごしてきた。

再び腰に痛みを感じたのは、今年4月12日の仕事中。午前10時頃、配達先に到着し、紙のケースを荷台から台車に降ろしている際に、腰に痛みを覚えた。ちょうど雨が降り始めていたため、ケースが濡

れないようにピッチをあげて荷卸しし、台車に載せて配達先の軒先まで運搬するという作業を続けていたところだった。ひと通り仕事をやり終えたが、帰社してから腰の痛みが激しくなった。翌日仕事を休み、4月13日に亀戸ひまわり診療所を受診。腰部捻挫と診断され、鍼灸治療を中心に治療ししばらく休業することにした。

Sさんの腰痛は、運転、荷卸しなど腰部への過重な負担によるため、向島労基署に労災申請し、1か月後に認定された。Sさんの場合、災害性腰痛の典型として認定されたが、発症原因は腰部への過重な負担による疲労蓄積にある。災害性か非災害性かの区別は、本来国が決めた認定基準上の問題である。

肝心なことは、抜本的な対策としていかに腰部への負担を軽減するかである。トラック運転業務でも、作業量、作業時間、作業態様などを見直し、腰痛防止につなげていきたい。



(東京東部労災職業病センター)

一般健診事業を厚生省に移管

韓国●事業主の費用負担を軽減

今年5月1日から、労働部(日本の労働省に当たる)が主管していた「勤労者一般健康診断」が保険福祉部(同じく厚生省に当たる)が主管する「職場被保険者一般健康診断」に移管される。

一般健診は、労働者集団を対象

として行われ、結核、糖尿、高血圧、貧血及び肝炎などを早期に見出すためのものである。この間、一般健康診断は、産業安全保健法により必ず実施すべきものとして、この市場性を認知する多くの健診機関が乱立し、実際には

労働者の一般疾患に対する予防効果よりも、営利第一の事業として進められてきた。しかし、労働者の職業病予防と健康に関する関心が高まるに連れ、今まで形式的に進められてきた健康診断制度に対し、社会的に問題提起がなされるようになった。このような視点から、1994年4月「行政刷新委員会」の「産業災害予防と対策」中、「勤労者健康診断制度の改善」として「勤労者健康診断の項目に口腔検査、成人病項目を追加し、その費用を医療保険組合で負担するかどうかについて検討し推進」という案が提出された。

一方、1992年からの国家経済力強化のためには企業規制を緩和すべきだという政府の方針に力を借りて、事業主たちは、産業安全保健と関連した法的責任と費用を少なくしようとする試みを、この間積極的に進めている。このような流れは、1993年企業規制緩和特別措置法の制定にあらわれ、健康診断においても費用負担を少なくしようとする意図が、この行政刷新委員会案に歪曲され、結合されたものと思われる。

これに対し、労働部と保健福祉部の調整で1995年5月から一般健康診断の主管を医療保険組合に担当させることにしたのである。

●何が変わったのか

① 事業主が全額負担していた健康診断費用を労働者がその半分を負担するようになる。一般健康診断対象者300余万名に対し、1年間に約403億ウォンが診断費用として支出された。この金額は今までは全額事業主が負担していたが、医療保険に移行さ

れて以降は、医療保険金から支出される。すなわち、医療保険の財政は労働者と事業主が同じく半分ずつ保険料を納めることになっているので、結果的に事業主が200億ウォン、労働者が200億ウォンを負担することになる。

今年、医療保険組合で主管して実施した一般健康診断費用は、1万6千ウォンから2万ウォン程度だが、このうち労働者は8千ウォンから1万ウォンを負担することになる。

② 労働部が主管していた健康診断事業が保健福祉部の事業に移管する。

今まで一般健康診断機関の指定や取り消し、及び精度管理を労働部が行ってきたが、これからは保健福祉部が医療保険組合に委任して主管する。すなわち、関連の法規定で、産業安全保健法第43条は現行のまま適用され、医療保険法第28条による「95年保健予防事業実施指針」の職場被保険者の一般健康診断事業が追加される。ただし、産業安全保健法第43条により、事業主が診断結果を労働部に報告しなくてはならず、これに対し、労働部が必要な管理をすべき点は今までと同じである。

③ 健康診断機関の管理責任が強化された。

医療保険法第32条による医療保険療養機関として指定された所のうち、医院級以上のところで臨床精度管理協会の精度管理に合格した医療機関が、健康診断をすることができる。

また、医師や医療技師など人力が常勤していなかったり、免許貸与がある場合、一般健康診断健診

種目以外の総合健康診断を誘導した場合、産業安全保健法で規定している諸般の事項を遵守しない場合には、健診機関の指定を取り消すことができる。

④ 歯科健診、血糖検査、肝炎検査など成人病健診項目の一部が追加された。

●労働者の実践方向

一般健康診断の内実化という側面では、健診機関の資格条件及び精度管理、指定取り消しに関する事項が強化されて、制度的にはよくなったといえるが、最も核心的な問題は、費用負担責任が労働者に転嫁されたという点である。しかも、労働者に追加された負担に見合っただけの権利が制度的に与えられていない。これについて労働部は、労働者から意見を求めておらず、情報が充分でないので労働者もこれに対する立場を明確にできなかった。ほとんど全ての労働者が受ける一般健康診断に対し、今からでも主人意識と関心をもって参加すべきであり、特に労働組合を中心として次ような内容を実施すべきである。

① 労働者は診断費用の負担に見合うだけの健康に関する権利を堂々と主張しよう。

事業主の費用負担が少なくなっているため、労災職業病予防のための施設投資をより積極的に要求し、健康診断事業に労組が参加して監督を強化し、内実のある事業になるようにする。


② 診断の結果、一般疾病の所見が出た者には事後管理をきちんとすべきである。

このために最も重要なことは定期的な健康チェックであり、毎

各地の便り

月1回以上ずつ医療機関を受診し、事後管理を受けられるように診察時間を保障すべきである。すなわち、団体協議で定期的な診察時間の確保を図る。

③ 医療保険の管理、運営に労働者の代表が参加すべきである。健康診断費用が増えると、現在の体系では保険料を増やしてこれに当てるものと思われる。すなわち、労働者の負担が増えていく

といえる。よって医療保険全般においても合理的な政策決定が必要であり、現行の医療保険組合法では被保険者(労働者、事業主を含む)が運営委員会に参加できるようになっているので、医療保険運営全般において労働者の代表が参与し、より望ましい保険政策を打ち立てるようにする。
(韓国労働と健康研究会
労働と健康35号)翻訳：平田淳子

審査請求から3か月で提訴可能 最高裁●労働省は労災法改正で対応

審査請求、異議申立てその他の不服申立てに関する行政庁の裁決等は、本号特集で解説した行政手続法においても、特定行政領域としての「適用除外」に該当するので、請求に対する処分についての「標準処理期間」の設定・公表義務は適用されない。

しかし、行政事件訴訟法では、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときは裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができるとして(同法8条2項1号)、「裁決が遅延することによって国民の司法救済が遅れるという事態を回避する」仕組みを用意している。

一方、労災保険法では、保険給付等に関する決定に不服がある場合に、労災保険審査官及び労働保険審査会の2段階の審査請求手続を定めた上で、同法37条で、処分の取り消しの訴えは、再審査請

求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないと規定している。


このため、行政訴訟を提起できるのが、労働保険審査官への審査請求から3か月経過後か労働保険審査会への再審査請求から3か月経過後かが争われてきたが、最高裁第1小法廷の1995年7月6日の判決が、この問題に結論を下した。

すなわち、労災保険法が、審査請求に対する決定が遅延した場合に決定を経ないで再審査請求をすることを許容するなど、遅延に対する救済措置の定めを置いていないにもかかわらず、後者の考えをとるならば国民の司法救済の道を不当に閉ざす結果を招くという理由で、労災保険審査官に審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、審査請求に対する決定及び再審査請求の手続を経ないで訴訟を提

起することができるとした。

これに対して労働省は、最高裁判決が理由の中で示した、労災保険審査官への審査請求後一定期間(3か月)を経過しても決定がない場合には、労働保険審査会に再審査請求することができる旨の遅延救済措置を置く労災保険法の改正によって対処しようとしている。この改正が行われれば、審査請求から3か月を経過しても労働保険審査官の決定がなければ労働保険審査会へ再審査請求を行い、それから3か月経過しても裁決がなければ提訴可能ということで、審査請求から6か月経過しても裁決がなされなければ提訴可能ということになる。

しかし、法改正までの間、放置しておくわけにもいかないので、労働省では、現在審査請求を行っている者に対しては、審査請求から3か月経過しても決定がなされなければ提訴可能という「お知らせ」を届けている。これらの人々にとっては、現在ならば、審査請求から3か月で提訴可能なところが、労災保険法が改正された後には、審査請求から6か月でないと提訴できないということに改悪されるというかたちになる。

いずれにしても、審査手続でこのような遅延救済措置がいくら整備されても、その前段階の原処分段階での処理が遅延してしまえばもともともない(労働省は、過労死等に対する「標準処理期間」は「定められない」、一般の職業病についても「6か月」としている)。このような観点からも、「標準処理期間」がチェックされなければならない。

全国労働安全衛生センター連絡会議

108 東京都港区三田3-1-3 M・Kビル3階
TEL (03) 5232-0182/FAX (03) 5232-0183

- 北海道●社団法人 北海道労働災害・職業病研究対策センター
004 札幌市豊平区北野1条1丁目6-30 医療生協内 TEL (011) 883-0330/FAX (011) 883-7261
- 東京●東京東部労災職業病センター
136 江東区亀戸1-33-7 TEL (03) 3683-9765/FAX (03) 3683-9766
- 東京●三多摩労災職業病センター
185 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (0423) 24-1024/FAX (0423) 24-1024
- 東京●三多摩労災職業病研究会
185 国分寺市本町3-13-15 三多摩医療生協会館内 TEL (0423) 24-1922/FAX (0423) 25-2663
- 神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター
230 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505 TEL (045) 573-4289/FAX (045) 575-1948
- 新潟●財団法人 新潟県安全衛生センター
951 新潟県新潟市東堀通 2-481 TEL (025) 228-2127/FAX (025) 222-0914
- 静岡●清水地区労センター
424 清水市小芝町2-8 TEL (0543) 66-6888/FAX (0543) 66-6889
- 京都●労災福祉センター
601 京都市南区西九条島町 3 TEL (075) 691-9981/FAX (075) 672-6467
- 京都●京都労働安全衛生連絡会議
601 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階 TEL (075) 691-6191/FAX (075) 691-6145
- 大阪●関西労働者安全センター
540 大阪市中央区森ノ宮中央1-10-16, 601 TEL (06) 943-1527/FAX (06) 943-1528
- 兵庫●尼崎労働者安全衛生センター
660 尼崎市長洲本通1-16-7 阪神医療生協気付 TEL (06) 488-9952/FAX (06) 488-2762
- 兵庫●関西労災職業病研究会
660 尼崎市長洲本通1-16-7 医療生協長洲支部 TEL (06) 488-9952/FAX (06) 488-2762
- 広島●広島県労働安全衛生センター
732 広島市南区福荷町5-4 前田ビル TEL (082) 264-4110/FAX (082) 264-4110
- 鳥取●鳥取県労働安全衛生センター
680 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857) 22-6110/FAX (0857) 37-0090
- 愛媛●愛媛労働災害職業病対策会議
792 新居浜市新田町1-9-9 TEL (0897) 34-0209/FAX (0897) 37-1467
- 高知●財団法人 高知県労働安全衛生センター
780 高知市薮野イワ井田1275-1 TEL (0888) 45-3953/FAX (0888) 45-3928
- 熊本●熊本県労働安全衛生センター
861-21 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタククリニック内 TEL (096) 360-1991/FAX (096) 368-6177
- 大分●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
870 大分市寿町1-3 労働福祉会館内 TEL (0975) 37-7991/FAX (0975) 34-8671
- 宮崎●旧松尾鉱山被害者の会
883 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL (0982) 53-9400/FAX (0982) 53-3404
- 自治体●自治体労働安全衛生研究会
102 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL (03) 3239-9470/FAX (03) 3264-1432
(オブザーバー)
- 福島●福島県労働安全衛生センター
960 福島市船場町1-5 TEL (0245) 23-3586/FAX (0245) 23-3587
- 山口●山口県安全センター
754 山口県小郡郵便局私書箱 44号